

令和3年度  
農林水産省独立行政法人評価有識者会議  
家畜改良センター部会

令和3年7月19日

農 林 水 産 省

午後0時57分 開会

○松本畜産技術室長 では、皆さん、お集まりになりましたので、ただいまから令和3年度農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を開催いたします。

委員及びセンターの役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、農林水産省畜産局畜産振興課畜産技術室長の松本です。よろしく願いいたします。

それでは、まず、部会を開催するに当たりまして、畜産振興課長の犬飼から御挨拶させていただきます。

○犬飼畜産振興課長 皆様、こんにちは。畜産振興課長の犬飼でございます。

令和3年度の農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まず初めに、家畜改良センター部会の委員の先生方におかれましては、本日は多忙な中、また暑い中御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また、家畜改良センターの理事長はじめ、役員の皆様方におかれましても、日頃より農林水産省が推進する施策に御協力を頂きまして、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

家畜改良センターをはじめとした独立行政法人につきましては、その業務について自ら評価を行い、その自己評価結果を踏まえまして、主務省が評価を決定し、業務の改善や成果の最大化につながるよう努力をするということになっております。その際、評価を決定する前には、お手盛りの評価にならないように、必ず有識者の御意見を伺うことになっております。

独立行政法人の制度が創設をされて、ちょうど20年になります。私自身、家畜改良センター法の改正を、当時担当としてやったんですが、そのときに生まれました娘も先日成人をして着物を着ました。それだけの長い間いろいろなことをやってきた中で、何度かの制度の改正などもございましたけれども、現在は問題点や課題だけを指摘するというのではなくて、法人の能動的あるいは自発的な業務の改善、こういったものを促して成果の最大化につなげていくということで、評価を頂くこととなっております。

本日は、平成28年度から令和2年度までの5年間、第4期中期目標期間の実績の評価と令和2年度の年度評価について、御意見を伺うこととしております。第4期中期目標期間につきましては、SNP情報を活用したゲノミック評価が開始し、あるいは家畜伝染病の発生に伴う防疫作業への対応、こういったところにおきまして優れた実績がございましたが、一方で、残念ながら新冠牧場におきま

してヨーネ病の発生ということで、育種に取り組む牧場として、その業務を一時中断をして清浄化に向けて全力を傾けなければならないという事態となりました。幸いにも、理事長はじめ、皆さんの大変な御努力があつて、既に家畜の再導入も始まったということで、新生新冠牧場として再び改良に向けて貢献していくことを期待しているところでございます。

評価を通じて明らかになりました課題につきましては改善を図るとともに、実際に現場で働いている職員の皆さん、今日暑い中汗をかきながら、牛や土と仕事をしていると思いますけれども、そういった方々の士気あるいは意欲を高めることによりまして、家畜改良センターが我が国の畜産の技術の総本山としてより一層の振興に寄与するような成果が出せるように考えていきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見を頂けますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 野村先生、こちらの方の声、聞こえているでしょうか。

○野村委員 聞こえていますけれども、やはりちょっと途切れ途切れになるので、なるべくゆっくり話していただければと思います。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

○片桐委員 片桐も同様です。

○松本畜産技術室長 では、次は配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料一覧の資料にあるとおり、資料1から資料8までございます。それから、参考資料1、2、3という形でございます。こちらの配布資料に従って議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料、足りない等ありましたら、事務局の方に御照会ください。

では、次に出席者の紹介をさせていただきます。

まず、委員の方を紹介させていただきます。まず、本日は2名の方にこちらの会議室の方にお越しいただき、2名の方にオンラインで出席を賜っているところでございます。まず、会議室におられる委員の方から御紹介いたします。稲葉委員でございます。

○稲葉委員 稲葉です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 それから、木村委員でございます。

○木村委員 木村です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 それから、オンラインの片桐委員です。

○片桐委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 それから、野村委員です。

○野村委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 では、次に本日家畜改良センターからも出席いただいていますので、まず役員について御紹介させていただきます。入江理事長です。

○入江理事長 入江です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 犬塚理事です。

○犬塚理事 犬塚です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 上口理事です。

○上口理事 上口です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 それから、小谷監事です。

○小谷監事 小谷です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 それから、富樫監事につきましては、本日は所用のため御欠席です。

次に、部長について紹介いたします。葛谷改良部長です。

○葛谷改良部長 葛谷です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 渡邊個体識別部長です。

○渡邊個体識別部長 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 それから、奥地技術統括役です。

○奥地技術統括役 奥地です。よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 ほかに、家畜改良センターの方から職員の方、出席いただいています。よろしくお願いいたします。

では、事務局の方から、資料3、独立行政法人の評価体制及び評価手順について、御説明申し上げます。

○谷村畜産振興課課長補佐 家畜改良センター調整班を担当しております谷村です。よろしくお願いいたします。

資料3を御覧ください。

独立行政法人である家畜改良センターは、独立行政法人通則法に基づき、主務大臣である農林水産大臣が業績評価をいたします。その際には、評価のための有識者会議を設け、意見を伺うことと定められております。

評価の手順ですが、まず、法人自らが自己評価を行います。その自己評価を踏まえ、法人の所管する部局において評価書案を作るわけですが、その前の法人役員からのヒアリング、有識者から意見を伺う場が本日のこの部会になります。頂いた御意見を加味して評価書案を作成し、大臣官房の点検や所管部局の決裁の後、8月にセンターへ通知され公表されることとなります。

また、評定ですが、上からS、A、B、C、Dの5段階の評定となります。定量的な評価と定性的な評価がございますが、Bが計画したことを計画どおり行ったという中間の基準となります。Sが目標値に対して120%以上の達成かつ内容的にも優れているもの、逆にDが目標に対して80%未満の達成若しくは業務運営の改善などの措置が必要という評価となります。

以上です。

○松本畜産技術室長 では、これより評価に関する説明、それから意見交換の方に入らせていただきます。

○犬飼畜産振興課長 その前に、この会議室暑いので、上着を遠慮なく取って、クールビズで対応していただければと思います。

○松本畜産技術室長 本日の議事につきましては、発言者の名前を付した形で公表させていただきます。このため、後日、出席者の方々に対して議事録の照会を頂きますので、よろしくお願いいたします。

本日は、第4期中期目標期間の実績評価及び令和2年度の年度評価を御審議いただきます。委員の皆様方には、時間が限られた中での御検討をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。また、センターの皆様から御説明いただくこととなりますが、質疑時間の方に時間を割けるように、説明は簡潔にお願いいたします。

そして、先ほど2つの、第4期中期目標期間の実績評価及び令和2年度の年度評価を行うと申しましたが、それぞれ分割して行うわけではなく、それぞれ2つが密接な関係にあることから、家畜改良センターの方から、2つのことについて併せて説明していただき、その後、農林水産省の事務局の方から、大臣評価を決定するに際し、特に検討が必要と考えられる事項について説明し、その上で委員の方から御意見を頂く形にしたいと考えております。

それから、資料4-1、資料4-2、大部な資料4関係、続いておりますけれども、こちらの方の説明を受けるということになりますので、全体としてパートを3つに区切ったような形で評価を行っていきたいと考えております。すなわち、第2-1の「家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善」から、第2-2「畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等」まで、これを1つの区切り。それから、次の区切りとして、第2-3の「飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等」から、第2-6の「家畜改良増殖法等に基づく検査」まで。それから、最後の区切りとしまして、第2-7の「牛トレーサビリティ法に基づく事務等」から第9の「その他業務運営に関する事項」までとして行いたいと思います。この説明、意見交換を行う中で、休憩は適宜取っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、家畜改良センターの方から説明をお願いしたいと思います。先ほど申し上げた、第2-1から第2-2まで、よろしくお願いします。

○白井企画調整課長 家畜改良センター企画調整課の白井でございます。

まず、家畜改良センターより説明させていただきます資料について、資料4と資料6、それと卓上の配付しております資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4-1、4-2ですけれども、大変大部になります。ですので、それを取りまとめたものということで説明させていただきます。資料4-1、4-2につきましては、法律に基づき農林水産大臣に提出しております業務実績報告書と、資料6につきましては、法律に基づき農林水産大臣に提出しました財務関係資料ということになります。

こちらを全て説明というのは大変な量になりますので、この度、評定を、概要をまとめた資料4-3、こちらの方は評定そのものについて書かれているもの、それと資料4-4、こちらにつきましては、こちらの4-1、4-2を取りまとめたものについて説明させていただきます。

まず、私の方から、評定、総合評点などの概要について説明を申し上げ、その後、各項目につきまして説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料4-3の方の自己評価の概要。こちらの方は自己評価の概要ということで、1ページ目ですけれども、自己評定は上に書いてございますが、Bとさせていただいております。これは、評価項目としまして、大・中・小・細・微までの5段階の業務内容を細分化しまして、業務の実績、進捗状況を確認しまして自己評価しております。下位の評価の積上げによって、その上位の項目の評点が算定されていくという仕組みになっておりますが、先ほど申しましたように、総合評定としましてはBということになっております。

こちらのBとなりましたことにつきましては、大項目4つございますが、第1項目の国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置ということで、こちらが当方の主な業務になっておるんですけれども、そちらの方はA評価。ただ、残りの総合部門の3部門がB評価ということで、総合評価としてはBとなっております。

続きまして、ページをめくっていただいて、3ページ目になるんですけれども、こちらの方が2年度分の自己評価の概要となります。こちらの方につきましても、第4期中期目標期間と同様、総合評定に関しましてはB評価ということになっております。

これから、第4期中期目標期間の結果とその内容につきまして説明させていただきますけれども、中小項目につきまして、こちらにつきましては、主にA評価を中心に各担当の方から説明させていただきます。今年度の2年度の実績でありますけれども、この中で実績に含まれるものにつきまして、

トピックス的なものについては個別に説明をさせていただきたいと思います。それでは、各担当からよろしくお願いいたします。

○葛谷改良部長 改良部長の葛谷です。よろしくお願いいたします。

資料の4-4に沿って御説明したいと思います。資料4-4、1ページ目でございます。

項目1です。家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等について、御説明させていただきます。

まず、1つ目ですが、全国的な家畜改良を推進するため、毎年、畜種ごとに関係者との意見・情報交換を行い、積極的に指導的役割を果たしてまいりました。特に、センター産の種畜の供給は、各地域における銘柄化へ寄与するとともに、新たな家畜改良増殖目標の改定に当たり、センターから委員として参画し、新たな目標の取りまとめにも貢献したところでございます。

2つ目は、家畜の遺伝的能力評価の実施についてです。家畜改良センターは独法という中立的な、いわゆる行司役のような立場から、民間事業者が所有する種畜の能力を遺伝的・統計学的手法で推測し、畜種ごとに年4回以上その結果及び遺伝的趨勢を公表しております。加えて、遺伝的能力評価の精度を向上させるため、平成29年度からホルスタイン種についてSNPを活用したゲノミック評価を開始いたしました。さらに、令和元年度からは黒毛和種についてもゲノミック評価を実施したところでございます。

続いて、遺伝的能力評価手法の改善についてです。特に、第4期中期におきましては、新たな評価項目として、ホルスタイン種では、主に供用期間の長期化につながる形質について推測手法を改善し、より精度の高い評価を行いました。同様に、黒毛和種については、分娩難易に関するゲノミック評価を試行するなどの取組を行いました。

種畜検査についてですが、1頭の種畜から多数の子畜が生産されますので、毎年1回定期的に種畜すなわち牛、馬及び豚に対し、伝染性疾患、遺伝性疾患、繁殖機能の障害の検査と血統、能力、体型による等級判定を、センター職員が農場を訪問し、第4期中期期間中に延べ2万7,407頭に実施いたしました。また、和牛の精液、受精卵の不適切な流通事案の発生に伴いまして、緊急的に実施されました和牛精液等の管理状況に関する現地調査に、家畜人工授精精液の流通・管理に精通したセンター職員が参加いたしました。

次に、肉用牛繁殖雌牛の増頭支援です。代謝プロファイルに関する技術を用いた飼養管理講習会、受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術講習会、放牧講習会を毎年開催いたしました。

2ページ目に移りまして、生乳生産基盤の強化支援についてです。農場HACCPやJGAPの認証を取得している岩手牧場の取組を踏まえた高度な農場管理技術講習会等を実施いたしました。さら

に、搾乳ロボット等を活用した飼養管理情報を収集し、高泌乳能力牛における搾乳ロボットの活用時の留意点等の情報発信を行いました。

次に、家畜防疫の取組についてです。新冠牧場におけるヨーネ病については、P D C Aサイクルに基づく防疫対策の強化を図ったものの、清浄化が進まなかったことから、令和2年5月に一旦場内の牛を淘汰し、徹底的な洗浄・消毒・環境検査を行い、加えて牛舎内外で車両・衣服・装備等を使い分け、基本的に外部から物を持ち込まないなど、鳥インフルエンザや豚熱の侵入防止策を応用した高い衛生管理措置の導入、それに伴う新しい業務手順について職員の教育訓練、清浄な飼料の供給確保等を行いました。本年4月21日に新たに30頭の乳牛を岩手牧場から導入し、飼養再開をしたところでございます。今月、当該30頭の糞便についてP C R検査を行いまして、陰性を確認しているところでございます。

これらの取組を進める中、令和元年度に投与した薬剤の休薬期間が守られない事案を発生させてしまい、家畜保健衛生所等から指導を受け、再発防止の取りまとめを行いました。このようなことから、家畜防疫の取組に関してはC評価としております。

それから、馬及びめん山羊につきましては、ニーズの高い人工授精技術に関する講習会等を毎年10回程度実施いたしました。特に、馬やめん山羊を対象にした家畜人工授精に関する免許取得講習会については、センターがほぼ唯一の実施機関であり、着実に毎年1回開催いたしました。また、鳥獣害対策や耕作放棄地対策として期待される、めん山羊の利活用を普及させるため、関係機関等と連携し、草地管理や飼養管理に関する技術講習会などを年2回以上開催いたしました。

続いて、3ページ目に移ります。

項目の2です。畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給について、御説明させていただきます。

まずは、ホルスタイン種についてです。ゲノミック評価を活用しながら、乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を造成しておりますが、第4期中期においては期中の途中で新冠牧場においてヨーネ病が発生したため、平成28年度から3年間は51頭、51頭、50頭と順調でしたが、令和元年度は36頭、2年度は38頭となり、平均して45頭となりました。

黒毛和種については、4系統群・5希少系統を活用し、遺伝的多様性の確保を図るとともに、ゲノミック評価の活用による増体性向上を図るとともに、脂肪酸に特長のある牛を造成する観点から、不飽和脂肪酸に関する遺伝子F A S N等の遺伝子型情報の活用を進めることにより、優秀な候補種雄牛の増頭を進め、目標を上回る年平均38頭を作出いたしました。

豚については、父系のデュロック種については増体性に、母系のランドレース種及び大ヨークシャ

一種については繁殖性に着目し、育種価を活用して選抜を行い、例えば、デュロック種であれば1日当たり増体量が1,188gとなるなど、3品種とも、おおむね計画どおり改良を進めてまいりました。

鶏については、一般的なスーパーで廉価で販売されるブロイラーやレイヤーは、民間の国際的な大企業で改良が進められていますが、当センターでは地鶏の素材に使われる国産種鶏と呼ばれる特色のある鶏の改良を行っています。例えば、横斑プリマスロック種については卵肉兼用として使われ、肉量はブロイラーに及ばず、産卵性は卵用種の主流であるレグホンに及ばずと、大量消費には向きません。そのような、民間では取り組み難い特長のある鶏について、長期間にわたるデータの収集を行い、平成31年鶏の後期産卵率の育種価は、平成26年鶏に比べ、8.35%改善しており、目標を上回る遺伝的能力の向上が図られました。

農用馬につきましては、人工授精を活用した効率的な繁殖を行うとともに、センターが開発した農用馬のボディコンディションスコアに基づいた飼料設計技術を活用することで、馬格の優れた種雄馬候補を年7頭作出いたしました。

私からの説明は以上です。

○松本畜産技術室長 次に、資料5の説明をさせていただきます。

業務実績評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項、これの、先ほど説明いただいた、第2-1と第2-2の部分について説明させていただきます。

○谷村畜産振興課課長補佐 資料5を御覧ください。

こちらは、業務実績の評価を行うに際し、検討が必要と考えられる事項として取りまとめた資料になります。選定基準は1ページ目の上の青字で示しておりますが、3つ設けております。1つ目は、センターが自己評価として評定を付けておりますが、主務課としては評定を変更すべきではないかと考えられるもの。2つ目は、主務課の評定としてS若しくはCが妥当と考えられるもの。3つ目は、昨年度実施した見込評価で付した評定と、今回実績評価で付す評定を変えるべきではないかと考えるものの以上の3つを選定の基準として選んでおります。

また、今回、中期目標期間と令和2年度の評価を実施いたしますが、時間の関係もありますので、中期目標期間の評価を中心に整理しております。

具体的な説明に入らせていただきます。

先ほど、センターから説明がありました第2-1から第2-2の部分に関して、事務局として、特に検討が必要ではないかと考えている点は3点ございます。

1つ目としまして、まずは家畜防疫の強化への取組です。資料4-1、本体の方では17ページの部分に当たります。

中期計画では、伝染性疾病の発生を予防し、また早期摘発、蔓延防止に向けた取組を強化するため、自主検査などの年度計画を作成し、衛生管理規程の見直しや自己点検などを行うこととしております。これに対して、実績では、各牧場・支場ごとに重点項目を決めた上で防疫に関する年度計画を作成し、防疫対策規程の整備、見直しのほか、伝染性疾病の感染源となり得るような野生動物などの侵入防止柵の設置確認などの自己点検を実施した。しかし、新冠牧場でのヨーネ病発生により、家畜の飼養を一時中断することになったため、自己評価ではCとしているところでございます。

主務課としまして、センターが家畜防疫の強化に取り組んでいることは認めつつも、新冠牧場での清浄化が進まず、結果として飼養を一時中断せざるを得なかったことは、やはり昨年度実施した見込評価同様に、実績評価でもCが妥当と考えております。ただ、一時中断とはなりましたが、より高度な衛生管理を取り入れ、職員の教育訓練にも取り組んでいるということなので、その取組が今後成果となって表れることへの期待を込めてのCということでございます。

2つ目としまして、耕作放棄地対策等への利活用の普及です。

計画では、めん羊及び山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会を毎年度1回開催することとし、実績では毎年度2回以上、中期目標期間通しては合計14回の技術講習会などを積極的に開催し、計画を上回る成果が得られたとしております。

センターの自己評価ではA、昨年度の見込評価ではBとしております。

主務課としましては、毎年度目標を上回る講習会などを開催しており、目標値に対する達成度合いが120%を超えていることに加え、昨年度、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、少人数、多数回に分け、精力的に指導を実施したという点を踏まえ、実績評価ではAが妥当ではないかと考えております。

3つ目ですが、次の2ページになります。資料4-1では36ページの部分になります。

計画では、黒毛和種について、近交係数の高まりを抑制する種畜生産を行うため、多様な育種素材を導入し、優良な牛群を整備し、増体性などに特長を持つ候補種雄牛を毎年度おおむね30頭以上の作出に取り組むとしており、実績としましては、優良な900頭規模の牛群を整備し、目標を上回る候補種雄牛を作出したとしております。

センターの自己評価はA、昨年度の見込評価はBでございましたが、多様性、血統等を考慮し、目標を上回る候補種雄牛を作出していることに加え、増体性などに特長を持つ鳥取県系統群の候補種雄牛69頭については、直接検定時の1日当たり増体量の平均値が1.29と、令和元年度の全国平均1.17であることを考えますと、数のみならず、質的にも十分な成果を上げていると考えられるため、実績評価ではAが妥当と考えております。

事務局からは、以上3点でございます。

○松本畜産技術室長 家畜改良センター及び事務局から説明しました第2-1から第2-2について、これから質疑、意見交換を行いたいと思います。この会に先立ちまして、昨日このオンラインのテストを行ったところ、ちょっと片桐先生の方とつながりが悪かったので、片桐先生から事前に質問いただいております。それに関して、こちらの方で質問を読み上げまして、それに対する回答を行って、その上で改めて皆様からの質疑交換、意見交換を行いたいと思います。まず、事務局の方から、片桐先生の質問について読み上げをお願いします。

○谷村畜産振興課課長補佐 片桐先生、こちらで読み上げてもよろしいでしょうか。

○片桐委員 今は割とよく聞こえているんですけども、先ほどお送りしたのものでも結構ですし、私の方からでも結構ですけども、いかがいたしましょうか。

○松本畜産技術室長 では、片桐先生、お願いします。

○片桐委員 はい。今のは、資料の5についての話からということでもよろしいですか。

○松本畜産技術室長 どちらからでも、4でも5でもどちらからでもよろしいです。

○片桐委員 それでは、まず1番目の項目になりますけれども、これについては御提案いただいている評価で、Cの評価というので適切かと思えます。それで、コメントとしては既にもう述べられたとおりですけども、そこで1つだけ私の方で質問があるんですけども、それは高い衛生管理ということで、インフルエンザとか豚熱の対策を取り入れているということですけども、これを取り入れた上で一般農場では実際できていないようなものが成果として出てきて、それが一般農場でのヨーネ病の清浄化対策に貢献するというような、そういうところまで想定をされるんでしょうかということと、SOPがどういうふうになっているのかというのは、これは私の個人的な興味ですけども、その2点をコメントとして付けさせていただきます。

○松本畜産技術室長 あと2点ほど頂いていると思うので、よろしくをお願いします。

○片桐委員 2番目のところはA評価ということで適切かと思えます。めん山羊、我が国の畜産業において主流から外れるという状況になって久しいですけども、世界的には重要な食料資源ということで重要な位置を占めています。我が国でも、一部の地域では文化に根ざした食材を提供するという。最近では、牛乳以外の、チーズを作るというような付加価値の高い生産に取り組む農家も出ていますので、これに対して、実際にめん山羊の飼育・繁殖管理なんかを指導できるような組織というのは、大学を含めてもごくごく限られているということで、今回、資料を見せていただいたんですけども、今後もやっていただければと思っていますというところでしょうか。

3番目までですかね。黒毛の方については、これも2割以上上回っているという成果で、Aという

ことで同意いたします。ただ、190頭の種雄牛を造成したということですが、これはいずれも多様な遺伝資源の活用に資するという視点から、全てが190頭、これはそのカテゴリーに入るんだという理解でよろしいのでしょうか。もし、そうであれば、このA評価というのは適切だと考えています。

以上です。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

では、先ほど片桐先生の方からありました3つの点について、センターの方からコメント、お願いします。

○葛谷改良部長 それでは、お答えしたいと思います。

まず、1つ目の新冠のヨーネ対策についてでございますが、センターでは、先ほど御説明したとおり、豚や鶏に対応した衛生管理基準を用いて、衛生管理区域の設定をした上で、物については、外部から持ち込むときに消毒してから持ち込むということではなく、しっかり分離管理するとか、そういったことを徹底するなどの取組を進めているところでございます。

さらに、先ほど御説明しましたが定期的にPCR検査手法を用いた糞便検査、環境検査というものも繰り返しながら、清浄化を維持していくということで進めていきたいと考えております。

また、地元の日高自衛防疫組合による防疫措置の検証も受けておりまして、地元の家畜保健衛生所やNOSA I、あと市町村の関係者とも連携を密にしながら、実際に現場を見て検証して頂いているところです。

そうした検証の中で、関係者からは一定の評価をいただいているところですが、センターでの取組は一般農家ではそこまではできない部分もあるかもしれないけれども、地元の自衛防疫組合からはもう少し効率的に衛生管理基準を遵守できるようなモデルも示せれば、地元農家に対する普及にもつながるのではないかと御助言を頂いておりますので、そういった意味で、センターが実施している取組について、一般農家でもできる手法についてもいろいろ試行錯誤しながら、示していくことも、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

あと、めん山羊につきましては、先生御指摘のとおり、センターでしか取り組めない内容でございますので、引き続き、センターの家畜を有効に活用するとともに、技術者についても育成を図りながら、この分野の貢献について取り組んでまいりたいと考えております。

あと、最後の黒毛和種の190頭についてでございますが、これらにつきましては、4系統群・5希少系統に関する多様な育種素材を導入して取り組んでおりまして、遺伝的多様性に配慮した種畜でございます。

私からは以上です。

○松本畜産技術室長 若干、私の方から補足させていただきますと、めん山羊につきましては、家畜改良センターは、我が国、めん山羊自体を飼養している機関がないので、そういう技術もそうですし、それからめん山羊の雄の家畜、それを日本の国の中に供給していくということで、センターは貴重な存在になっているところでございます。

それから、肉用牛につきましては、葛谷部長の方から御回答ありましたが、家畜改良センターにおいては、日本の全国にある多様な遺伝資源を収集してまいりまして、そこから牛を作っていく、なかなか民間では難しい取組を行っているところでございまして、そういったところから牛を作っていく、すなわち近交係数の低減に貢献できる種雄牛を作っていくというところに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

片桐先生の方で、ちょっとこの辺分かりにくいなという部分がありましたら、再質問をお願いします。

○片桐委員 いえ、よく分かりました。追加でちょっと質問ですけれども、めん山羊に関しては、乳用種ということだと、農家が独自に凍結精液を輸入しているというような状況も見られるんですけども、今後センターで、例えば乳用種としての改良というような視点を入れて、人工授精用の精液を製造して供給するというような、まだ、そこまでは考えられていないでしょうかね。

○葛谷改良部長 国内の育種素材を使って、改良は進めておりますが、先生御指摘のことを踏まえて、どこまでどういったことができるかということを考えていきたいと思いますが、基本、現在は国内の育種資源を中心に、維持中心に、あとはできる限りの改良を進めているところでございます。

○松本畜産技術室長 若干補足させていただきますと、めん山羊に関しては、すごく人工授精という技術自体が難しいので、家畜改良センターの方でその人工授精に関する研修を行いまして、まず、人工授精のやり方を覚えてもらおうということに取り組んでいるところでございます。先生のようなところだと、人工授精も具体的に組みめるとは思うんですけども、なかなか一般的に、牛と比べて、人工授精が普及しているという状況でもないで、家畜改良センターの方では、むしろ人工授精技術の普及というところに、今現在、努めているところでございます。

○犬飼畜産振興課長 私から1点補足させていただきます。片桐先生、御無沙汰しています。犬飼でございます。

家畜改良センターの業務につきましては、これまで事業仕分けですとか、それから総務省からの独法に関する指摘というものがあまして、そういった中で、民間ができることは民間に委ねて、民間ではやるのが難しいところにセンターの業務を変えていきなさいという指摘を受けました。こういった関係で、過去にはセンターから実際に種畜そのものを供給したり、それから精液そのものを農家

に直接販売をしたりしていたわけですが、こういったことについては民間の分野ということで、種畜については、いわゆる検定済みの種雄牛を出すということではなくて、検定前の候補牛を民間に渡す、それからめん山羊などについては、いわゆる精液とかを供給するということよりは、民間が改良に使うための育種素材として提供するというところで、ぎりぎり民間とすみ分けているという状況でございます。こういった背景もありますので、精液の供給については、なかなかそれをやってくれるところが余りないのが現実ではございますけれども、農家のいわゆる生産目的の精液をセンターの方で配布していくということは、ちょっと環境的に厳しいということでございます。

○片桐委員 どうもありがとうございます。

○松本畜産技術室長 では、野村先生、御質問等あるでしょうか。

○野村委員 野村です。

まず、資料5のところを3つ説明していただきましたけれども、評価自体については、私もこれで結構かと思えます。

その上で、先ほど来説明されている2番目のめん山羊のところですが、民間で取り組みにくい課題を取り組んでおられるということで、是非、今後も続けていっていただければと考えております。

次、資料の4-4について、説明いただいたところで、幾つか質問と確認があります。まず、1ページ目のところの2つ目の丸のところ、ホルスタインと黒毛和種についてSNP情報を使った評価を既に開始されているということですが、例えば黒毛和種の場合だったら、どういう形質について評価をされているのですか。下にある分娩難易度というのが評価の対象形質ということでしょうか。

○松本畜産技術室長 続きありますか。野村先生、続けてお願いします。

○野村委員 続けて質問ですね。はい、分かりました。

あと、2ページ目のところの真ん中辺りのところですが、新冠でヨーネ病が発生したという記述があって、投与した薬剤の休薬期間が守られない事案が発生させてしまいというふうにありますけれども、もう少し具体的に説明していただけますでしょうか。この事案というのは、休薬期間というのを知らずに、その間投薬してしまったのか、あるいは知っていた上で続けて休薬期間を設けずに薬を投与してしまったのか。その辺のところの経緯というのを、少し説明していただきたいと感じました。

続けて質問させていただきます。3ページ目のところですが、資料5とも関係があると思いますが、黒毛和種の4系統群・5希少系統を活用し、遺伝資源の確保を目指されている、種雄牛の増体を試されているということでしたけれども、コメントというか、今後に期待することですが、この5希少系統というのは、たしか随分昔に、多分私も参加していた会議で決めた5系統を、今

そのまま使われているんじゃないかなというふうに思います。今の時代、先ほどの遺伝的評価のところにございますように、SNP情報とか、いろいろ利用できるようになってきていますので、是非、この遺伝資源の確保あるいは希少系統など、SNP情報を用いてもう一度見直すとか、新たな手法を考えられていくというのが、今後の課題として重要になるんじゃないかなというふうに考えています。これはコメントです。

以上です。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

では、まず、家畜改良センターの方から、コメント、お願いします。

○葛谷改良部長 まず、1点目の肉用牛のSNP情報を用いた能力評価について、どの分野の評価をしているかという御質問ですが、これについては、データが入手しやすい、枝肉に関する産肉形質について評価を開始しております。先ほど、私から申し上げた分娩難易については、まだ試行しているところをございまして、そういった取組について、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますが、現在出しているのは、肉用牛については枝肉に関するBMSナンバーだとか、枝肉重量、そういったものを中心に今評価をしているところをございます。

それから、休薬期間に関する問題についてですが、この事案につきましては、新冠牧場で獣医師職員が、休薬期間が設定されている薬を乳牛に投与した後、飼養管理をしている現場職員に対して伝達はしたのですが、その後、当該職位の失念により、伝達した内容が正しく履行されていないということがありました。新冠牧場は搾乳ロボットで搾乳をしております、指定した牛について搾らない、その牛は廃乳にするという設定をしっかりとできていれば、休薬期間に設定された牛について搾乳をせずに区分できたわけですが、その機械設定について現場の職員が失念していたということがございまして、その結果、そういった事案が発生しました。再発防止につきましては、複数の職員でチェックを行うこととし、今後そのような事態がないように、体制を見直しを図ったところをございます。

あと、肉用牛の4系統・5希少系統について、現在、SNP情報もいろいろ使えるということで、そういった分野での研究についてはどうかというようなコメントを頂きました。これにつきましても、我々もそのような考え方については認識しております、そういったSNP情報を用いた検討も、今後進めていきたいと考えているところをございます。

以上です。

○松本畜産技術室長 農林水産省からです。

まず初めに、めん山羊の持つ役割、それを踏まえて、今後振興を家畜改良センターも含めて行っていくべきというところ、こちらの方に関しましては、野村先生の思いと同じで、我々もめん山羊振興

というのを進めているところでございます。

それから、一番最後にありました希少系統を活用していくという上で、SNPを活用していくという話でございます。こちらの方に関しましては、家畜改良センターの今現在取り組んでいる取組に関しては、先生の分類いただいた希少系統、それを基に今現在取り組んでいるところでございます。

一方、先生から御指摘がありましたとおり、SNPを用いて、これから新しい系統分類というところ、その部分につきましては、今現在全和さんの方でSNPを用いて分類することをやっているところでございます。そういうところが明らかになって、データも蓄積されて、こういう方向でということになってきたら、家畜改良センターの今現在の在り方というのも、そちらの方に合わせてチューニングしていくということで考えているところでございますが、今現在、新しいSNPを使って分類していったところで家畜改良センターで取り組むというのは、ちょっとまだなかなかデータの的にも、データの蓄積という面からも難しいところでございます。

あと、野村先生の方から、追加の御質問等ございますでしょうか。

○野村委員 特にございません。最後のところ、特に興味がありますし、大事な課題だと思っておりますので、SNPを使った遺伝的多様性の確保、この辺のところの発展を期待しております。

以上です。

○松本畜産技術室長 また、改めて、先生の御指導を頂きながら、和牛改良を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野村委員 よろしくお願ひします。

○松本畜産技術室長 では、会議室の方に来られている稲葉先生、木村先生の方から、それぞれよろしくお願いいたします。では、稲葉先生の方からよろしくお願いいたします。

○稲葉委員 御説明ありがとうございました。

私の方からは、先ほどの休薬期間の話について御質問しようと思っていたんですけども、今、御回答いただきましたことで納得しました。

それから、もう一つ、やはり同じところのヨーネ病のところのお話で、評価の考え方ですけども、こちらの評価を見ますと、中期期間ではCということで、令和2年度の評価としてはBになっていると思うんですけども、この考え方としては、令和2年度に関しては、既に清浄化されて家畜の再導入もかなったということで、一応もう手が打たれたというような意味合いでBとされているということで考えてよろしいのでしょうか。中期期間全体としては、それでもやっぱりいろいろ、ヨーネ病を発生させてしまって、一旦飼養を一時中断せざるを得ない状況までになってしまったから、Cというような評価と考えればよろしいのでしょうか。その辺の確認をさせていただきたく、お願いいたし

ます。

○松本畜産技術室長 では、家畜改良センターの方から、お願いします。

○葛谷改良部長 まず、5か年中期期間全体をCとさせていただいたのは、稲葉委員の御指摘のとおり、センターとしては、種畜の造成を一旦中止せざるを得なかったという、この重い事案を踏まえまして、中期全体ではやはりCとならざるを得ないだろうと考えております。

一方、令和2年度についてBとさせていただきましたのは、前年度の令和元年度の時点で令和2年度当初に一回オールアウトしようということを決めて、実際に令和2年5月に全部牛を出して以降、牛舎関係の清浄を行い、環境検査を繰り返して、きっちり一つ一つ清浄性を確認しながら着実に取り組んできたところですが、環境整備につきましては、牛舎関係の洗浄、また構造の見直し等を実施し、計画どおりできたということで、2年度についてはBという自己評価ということになっております。

○稲葉委員 分かりました。ありがとうございます。

今、御説明いただいたところ含めまして、評価に関して、私の方では異論はございません。ありがとうございました。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

○木村委員 昨年もコロナで大分制限がある中、本当にこの改良業務と、それから講習会、研修会とか、それから有事の対応なんか、非常に多岐にわたられて、本当に努力されているなと思って、拝見させていただいておりました。

それで、評価については私の方も特に異論ございません。ただ、感想をちょっと言わせていただくと、最近はやっぱり災害が増えているというか、気候の線状降雨帯といったもの、言葉もよく聞きますし、それから、人でいうとサーズとかマーズとか、今のコロナですけれども、パンデミック、エピソードの頻度というんですか、起こる頻度の間隔がすごく短くなってきているなというのと、あと、人の往来も関係するんですけれども、動物の感染も頻繁になってきております。

そういった中で、業務を拝見しますと、先ほど犬飼先生がおっしゃったように、やっぱり民間にはできないことを改良センターが実務を担うということで、いろんな対応をされなきゃいけないのかなというふうに拝聴いたしましたけれども、長い目で考えますと、感染に対しては起こらないことがもちろんいいんですけれども、やっぱり災害、気候、自然災害などはなかなかコントロールも難しいですし、やっぱり現場で活躍される人をどのように確保するかという、日本の食に関わる、日本の動物

資源の確保に関わるところですので、今後、確保する手だてなり、機動的に動ける体制ですよ、そういうものをこれからも更に考えていかざるを得ないというか、そういう状況なのかなというふうに感じました。これ、すみません、感想でございます。

あと、すみません、それから、私のこのコメントというのは全部に対してですか。

○松本畜産技術室長 いや、今、話をしている種畜の供給の部分で、ございましたら。

○木村委員 そうなんです、分かりました。

あとは、黒毛はSNPをやり始めたばかりということで、少し思いましたのは、脂肪酸にターゲットしたものだということですが、後ろの方で外国人に嗜好性か何かのアンケートをされたということ。

○松本畜産技術室長 まだ、そちらはまた、次の段階で説明させていただきます。

○木村委員 そうなんです。なるほど。分かりました。

じゃ、以上でございます。

○松本畜産技術室長 先ほど、木村先生の方からありました、災害の話とか、外国人に和牛肉を食べていただいた試験調査、そういったところに関しては、また改めてセンターの方から、後ろの方で説明する機会がありますので、その中でまた質疑応答という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○葛谷改良部長 すみません、1点。木村先生の方から御意見いただきました肉質についてですが、まだ、肉質の方はこれからデータを充実させていく段階で、先ほどご説明した部分は脂の成分でなくて、脂肪含量ですとか、枝肉重量とか、まずそういったところを今始めて、今後はその肉の脂肪の質であるオレイン酸だとか、一価不飽和脂肪酸についても今後やっていきたいと思っておりますが、そこはまだたどり着いていないというような状況でございます。

以上です。

○松本畜産技術室長 では、第2-1から第2-2まで議論いただきました。次に、次のパートの方に移りたいと思っております。

○片桐委員 すみません、片桐なんですけれども、今のところで、もう第2-2までが終わる形になるんですかね。

○松本畜産技術室長 また、改めて最後に総括的な質疑を行いたいと思っておりますが、もし、今の時点で明らかにしておきたいことがありましたら、御質問をよろしく申し上げます。

○片桐委員 いえいえ、評価に関してではなくて、何かコメントというか、質問ですので、後ほどさせていただきます。

○松本畜産技術室長 よろしく申し上げます。

○野村委員 すみません、野村です。

音声聞き取りにくい原因は、多分発言される方とマイクの位置のように思うんですね。非常にクリアに聞こえる方もいらっしゃるんですけども、聞き取りにくい方もいらっしゃるの、発言されるとき、できるだけマイクは発言される方の近くにあるようにしていただいた方が聞き取りやすいように思うんですけども。お願いします。

○松本畜産技術室長 承知しました。

では、次に第2－3の飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗生産・供給から、第2－6の家畜改良増殖法に基づく検査まで、家畜改良センターの方から説明、よろしくお願いたします。

○葛谷改良部長 項目3、飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給について、御説明させていただきます。

3ページ目の下段から4ページ目になります。

飼料作物につきましては、農研機構や民間企業が開発しました新品種を海外で増殖するためのもと種について、その作物の特徴が失われないように、厳格な管理の下で栽培するなど、OECD品種証明制度に基づく要件に適合した飼料作物をセンターで増殖いたしました。飼料用稲の種子については、耐倒伏性に強く、サイレージ発酵に優れているものの、種子の採取が難しい極短穂品種を生産するなど、国内の需要に応じ、目標を上回る42品種145トンを提供いたしました。このような取組によりまして、飼料作物や飼料用稲を栽培する農家に供給するための十分な量を確保することができました。

また、飼料作物に係る技術普及については、ロボットトラクターを活用した省力的な収穫作業の実証や、イネ科牧草種子の発芽検査技術に係る講習会など、年8回程度実施いたしました。

そして、地球温暖化が進む中、夏枯れしやすいオーチャードグラスについて、センター熊本牧場隣の九州有明海沿岸に自生していたオーチャードグラスを母材として、湿気に強く多収で嗜好性の高い牧草「那改1号」の品種登録を行いました。

さらに、新品種の早期普及に向け、延べ329か所の実証展示圃の設置などに取り組みました。

項目4です。国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査について、御説明させていただきます。

センター長野支場では、ISTA認定検査所として、検査技術レベルの高位平準化を図るため、熟練職員によるOJTを通じた職員の技術の高位平準化を図っております。OECD品種証明制度等に基づき、海外増殖用等に供される飼料作物種苗について、国内で最も多くの品種の検査を行うISTA認定検査所として、検査技術レベルの高位平準化を図っております。

センターの技術レベルは、I S T A認定検査所に課せられた技能検査において、純度分析、発芽試験、異種子の同定等の延べ11の検査項目全てにおいて最良の評価を得ることができ、世界中の民間種苗会社を含めたI S T A検査所の中でもトップクラス水準となっております。

以上です。

○奥地技術統括役 続きまして、技術統括役の奥地でございます。

私からは、4ページの下の方の5、調査・研究及び講習・指導について御説明いたします。

まず、調査・研究の1番目の遺伝子解析分野ですが、5ページに行っていただきまして、牛肉の食味に関連するイノシン酸及びタウリン含量に関連する遺伝子を特定することができました。昨年度からは、センター自らが保有する黒毛和種の改良選抜への利用を開始しました。

2番目に肉質評価分野についてですが、牛肉等に関する新たなおいしさの指標を明らかにするとともに、牛肉における粗脂肪含量等の簡易分析方法を開発・製品化しました。また、外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性調査結果を論文として取りまとめ、情報発信しました。これについては、日本農業新聞の一面にも掲載されたんですけども、中国市場への輸出を計画中の商社やジェトロ等からの問合せも含め、業界関係者から強い関心が寄せられました。

3番目に繁殖技術分野についてですが、豚胚の移植操作の簡易化を図った非外科移植器具を開発し、特許を取得、製品化しました。また、一般的な生産現場、豚舎内においてもガラス化保存した豚胚の融解から移植が可能となる非外科移植技術を確立しました。さらに、厳冬期の豚舎内でも移植を可能とする保温法も開発し、冬季としては世界初の子豚生誕に成功しました。加えて、技術の普及に向けたマニュアルを平成30年度に作成し、さらに動画による技術紹介にも取り組むなど、技術普及に努めました。

4番目に、肉用牛の短期肥育技術分野においては、短期飼育の技術開発と生産コスト低減の実証を行いました。

5番目に、東日本大震災、福島第一原発事故からの復興に関する放射性セシウムの分野についてですが、黒毛和種の体内の生物学的半減期が30日程度であることを明らかにしました。また、福島県でも栽培可能な放射性セシウム低吸収草種を探索し、トールフェスクが最適であることを確認し、栽培に関するマニュアルも作成しました。

次に、講習・指導に関してですけれども、開発された技術を生産現場に普及するための集団研修である中央畜産技術研修会では約3,000名を受け入れ、このほか、県とか団体等の個別研修においては約400名を受け入れました。また、国際協力機構（JICA）等からの依頼に基づく海外技術協力研修については、47か国から約2,000名を受け入れました。各研修とも、アンケート調査等によって受講者の

理解度を取りましたけれども、非常に高い理解度を、全体としては得られております。

私からは以上です。

○葛谷改良部長 続きまして、6 ページ目の項目 6、家畜改良増殖法に基づく検査について、引き続き御説明いたします。

センターでは、家畜改良増殖法、種苗法、カルタヘナ法に基づく検査業務を行うことになっております。家畜改良増殖法においては、先に御説明いたしました種畜検査に加え、家畜の改良増殖の促進のために、農林水産大臣はセンター職員に家畜人工授精所等への立入検査を命ずることができ、これに備えて、25名の検査対応可能な職員を研修等により確保し、本年3月に1回命令を受けて、1名を派遣いたしました。また、種苗法に基づき、市販されている飼料作物種子1,283点を収去し、発芽率等について、表示に沿った品質があるかどうか検査をいたしました。カルタヘナ法に基づく立入検査については、検査命令がなかったため概要には記載しておりませんが、講習会を1回開催し、12名の検査対応可能な職員を確保しております。

以上です。

○松本畜産技術室長 では、次に、特に検討が必要と考えられる事項について、事務局から説明させていただきます。

○谷村畜産振興課課長補佐 第2-3から第2-6の部分に関して、事務局より6点説明させていただきます。資料5の左の欄の番号で4から9の部分になります。

まず、1点目ですが、飼料用稲種子の生産です。資料4-1では40ページが該当部分となります。

計画では、飼料用稲種子については、安定供給確保のため、毎年度おおむね6品種以上を生産対象としているところ、実績では毎年7～9品種と、目標に対して120%以上の達成度を示しております。また、採種が難しい品種についても栽培管理の工夫を行い、十分量を確保したとあります。

センターの自己評価はA、昨年度の見込評価はBでございますが、定量的目標の達成に加え、採種が難しい品種につきましても、令和元年度は3品目、2年度は6品目の増殖を行っており、実績評価ではAが妥当と考えております。

2点目が、5の飼料作物優良品種の普及支援です。資料4-1では41ページとなります。

計画では、地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、講習会を毎年度おおむね2回開催する、また検定試験を実施し、優良品種に係るデータベースを毎年度更新して、おおむね600品種のデータを提供する、20か所程度の実証展示圃の設置等を行うとあります。

実績を見ますと、それぞれの目標値を上回っていることに加え、その内容について参加者からは高い評価を得ていること、品種の開発にも貢献していること等から、昨年度の見込評価ではBでございます。

ましたが、実績評価ではAが妥当と考えております。

3点目が、6の外国人の黒毛和種牛肉に対する嗜好性に関連する調査です。資料4-1の54ページになります。

外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性の調査と官能評価を行うとの計画ですが、ユニークな研究に工夫して取り組み、取りまとめた結果を論文として公表したほか、メディアを使った情報発信等により、多方面から関心が寄せられたこと、また、得られました調査結果は国の推進する輸出戦略にも貢献していること等を総合的に検討しますと、見込評価、自己評価と同様に実績評価としてもSが妥当と考えております。

次に、7のガラス化胚の融解方法の調査・検討ですが、これは8番目の非外科学的移植器具の試作・調査と併せて、一連の豚の移植技術の開発の関係ですので、まとめて説明させていただきます。資料4-1では、56、57ページとなります。

生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術及び非外科学的移植技術を開発し、生産に結びつけることを目標に取り組むと計画しております。

実績を見ますと、厳冬期での保温法や未経産豚にも利用できる非外科移植器具等、様々な環境下にある生産現場でも対応できる技術を開発し、また、これらの技術普及のためのマニュアルを前倒して作成し、移植器具の市販化など、計画を上回り、顕著な成果が得られたとしております。

主務課としましても、見込評価、自己評価どおり、実績評価もSが妥当と考えております。

6つ目が、9の講習・指導になります。資料の4-1では65ページが該当になります。

センターでは、開発された技術を生産現場に普及するため、各種研修を実施し、研修内容の充実に努め、カリキュラムの工夫等により、理解度が80%以上となるように取り組むとしております。

実績を見ますと、中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力の研修の全てで目標の80%を超え、特に海外技術協力では100%の理解度が得られたとしております。

センターの自己評価はA、昨年度の見込評価はBとしておりますが、主務課としましては、やはり最も多くの受講者が参加する中央畜産技術研修会において、更に受講者の理解度が高められるようにする必要があることから、見込評価どおりBが妥当と考えております。研修を開催する場を提供するだけでなく、研修の企画立案にも積極的に参画するなどして、よりよい研修を開催できるように知恵を出していただきたいと思いますと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○松本畜産技術室長 家畜改良センター、事務局の方から、飼料作物種苗の増殖、それから調査・研究、講習会等について説明させていただきました。そのことについて、委員の方から御質疑いただき

たいと思います。では、先ほどの順番とは逆に、木村先生の方からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○木村委員 研究については、ガラス化ですね、豚胚のガラス化や非外科的移植器具という、かなり実用的な技術開発をされたということで、本当にすばらしいと思います。研究に関しては、評価Sですので、全く異存ございません。

コメントしてもよろしいですか。是非、こういった、ここにも書いてありましたけれども、私自身も畜産のアウトリーチ活動というんですかね、すごく成果が上がっているんですけども、どういふふう国民の方に、一般の方に認識していただくかというのがとても課題だなと思っていました。ただ、今は、SDGsは大分一般の方に浸透してきているかと思います。それで、牛の繁殖力を上げることがいかに温暖化に大切かというのは、これはかなり一般の方に御理解いただけるかなと思いましたので、何かそういうところから、どういうチャンネルがあるのか、学会なんかでは公開セミナーなんかを頻りにオンラインでやったりしているんですけども、是非、そういうところから知っていただくとか、何かそういうよいアウトリーチができればいいのかなというふうに思いました。

また、やっぱり、これもSDGs絡みで恐縮なんですけれども、SDGsの温暖化のこととか、例えば牛の暑熱に絡むゲノム改良、あと感染予防、防疫のゲノム改良とかで、今ゲノム編集技術があつて、欠損に関しては余り制限も、さほど手続などない、今後どうかあれですけども、というので、少しそういうゲノム編集技術なんかを取り入れる、そういったことも、今は、例えば感染、防疫とか、SDGsに絡めたところでは理解されやすいのかな。食品ですので、もちろん慎重にせねばなりませんけれども、いろんな食品が出ている状況ですので、そういったことも将来的には考えられてもいいのかなというふうに。やっぱりフィールドを持った改良センターでなければできない家畜のゲノム編集技術の開発というのがあるかと思しますので、私たち、国の教育機関から見ると、やっぱりフィールドをたくさん持っていてダイナミックに研究できるということがあると思しますので、是非、そういうところを、このタイミングですので、検討されてもいいのかなというふうに思いました。

すみません、長くなりました。以上でございます。

○松本畜産技術室長 先ほど、ゲノム編集の話がありました。家畜改良センター自体が最終的に精液を供給して、それが一般にお肉、それから生乳として食べられる、利用される、食になっていくということなので、そういった家畜にそのゲノム編集を使ってというのはなかなか難しいところ、今のところは難しいところだと考えていまして、今のところはSNPとか、そういうところでやっているところでありまして、当然、そういった家畜を作っていくための調査・研究という部分では、そういう部分で試験研究機関のお手伝いできるような部分というのは、また、いずれ調査・研究機関と考

ていかなければならない部分だと思しますので、また御指導のほど、よろしく願いいたします。

家畜改良センターの方から、ございますか。

○奥地技術統括役 いろんな成果が出てきて、それが大変お褒めにあずかって、すごく有り難いですし、励みになるところです。それを更に普及していくというところで、アウトリーチについてなんですけれども、先ほども御説明しましたとおり、1つはパンフレットのような、分かりやすい漫画入りのもを作ること既に行っております。また、今は動画がIT技術の進歩によって簡単にできるようになっていますので、DVDの形で作ったものを配布しておりますが、その辺りは広報活動・普及活動として、御指導も踏まえながら進めていきたいと思っております。

それから、SDGsに関していえば、持続性ということで、家畜、畜産部分というのは、どうしてもメタンガスを発生したりとかいうことで、SDGs上、畜産をやるということ自体、疑問を持たれているような方もおられます。その中で、家畜の繁殖性とか生産性を上げることができれば、単位当たり発生するCO<sub>2</sub>ですとかメタンというのは減らすことができるので、そうした情報を家畜改良の意義ということで、うまく対外的に発信できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○葛谷改良部長 ちょっと補足させていただきたいと思っております。先ほど、豚の動画について、DVDについてもお話がありましたけれども、DVDに加えて、センターのホームページで動画を見られるようにしておりますし、畜産関係のネットワークの情報番組にも一度放映させていただく等の取り組みを行っております。

あと、試験研究機関との関係では、定期的に農研機構さん等の連携会合という場において、情報交換も一堂に集まったり、個別に都度実施する等の対応をしております。家畜を多数飼っておりますセンターの資産を活用しながら、そういった新たな技術にも使えるところは使っていくということで、日頃から情報交換をしながら、引き続き、試験研究機関とも広く積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○松本畜産技術室長 木村委員、ほかにごございますか。

では、稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 説明をありがとうございました。

7番、8番、ガラス化胚のところ、非外科的移植器具の試作等のところは、大変すばらしい成果を上げられたということが素人目にもすごく分かります。評価に関して、S評価ということで、こちらについては全く異論はございません。

1点だけ質問させていただきたいんですけども、こちら令和2年度の評価で、該当箇所、SではなくてA評価ということでされているかと思うんですけども、この辺のお考えですね。Sではなくて、Aが妥当ということで自己評価されているところを、若干御説明を頂ければと思います。そのほかについての評価については、私の方は特に異論はございません。では、よろしくお願いいたします。

○松本畜産技術室長 まず、家畜改良センターの方からお願いします。

○葛谷改良部長 ガラス化胚のところにつきましては、全体としては、5年間としてはSとさせていただきますけれども、令和2年度、なぜAかということなんです、この技術につきましては、既に年度の早い段階で技術を確立して、あとはその移植器具も特許も取ったりとか、そういったことを実績として積み上げてきたんですけども、令和2年度単独で考えた場合に、そこまでの顕著な実績が令和2年度だけであったかというところ、そこまで、Sに値するものはなかなかないのかなというところで、着実にそういった技術を使いながら、受胎率の向上ですとか、寒い時期でも移植できるような手法の開発とか、そういったものは改善はしていたんですけども、令和2年だけで捉えたときにSまで言えるかというところ、そこまではちょっと言いにくいというふうな判断をさせていただいて、令和2年度についてはAとさせていただきます。ただ、全体としてはSというふうにさせていただいたところがございます。

○犬塚理事 補足をさせていただきます。多分、資料の4-5を見られていると思うんですけども、そのところで通し番号の90と91ですかね。そこで令和2年度はAになっていて、参考として、これまでの大臣評価のところ、2年前倒しで成果が出たので平成30年はSを付けさせていただいて、本当は令和2年度は最終年度でできた成果をマニュアル化したり、PR化していこうというのがストーリーなので、前倒しして成果を出しました。その後の、順調にPR活動をしていきます、していますということでAになっており、令和元年もAですし、令和2年度もAということで、年度としては高い評価が3年前のSで、その後A評価、全体的に見て、前倒しで成果を出したのでSとして自己評価しております。

○松本畜産技術室長 よろしいでしょうか。

では、野村先生、お願いします。

○野村委員 資料の5の4~9までの評価についてお話いただいたわけですけども、評価に関してはこれで結構かと思いますが、確認、質問があります。9の項目のところ、自己評価がAで、評価案がBという形で主務課の方から出されましたけれども、コメントを赤字で書かれているところに、中央畜産技術研修会において、更に理解度が高まるよう工夫が必要であると考えられるというように

ありますが、主な業務実績の概要のところの横のところを見てみると、理解度は全ての年度において、目標とする80%以上の結果が得られたという記載がございます。この理解度というのはどのようにして評価されたものなんでしょうか。何か、受講生に対して、最終的にテストのようなものをさせて、それが80点以上だった、平均点が80点以上だったという理解でしょうか、どうでしょうか。

○犬塚理事 理事の犬塚です。

これは、各研修は終わった後に生徒さんに理解したかとか、あと、施設的な不便がなかったかとか、そういうアンケートを取って、その点数で評価をさせていただいています。そこで、やはり評価的に、講師の先生がかなり難しい話で、時間が足りない場合は時間が足りなかったとか、そういう評価のコメントも頂いております。

以上です。

○野村委員 ということは、何か客観的なものとして、この80%以上というふうな数値が出てきているわけではなくて、受講生の感想というか、受講生の自己申告の理解度という理解でよろしいでしょうか。

○犬塚理事 中央畜産技術研修はそうです。そのほかの家畜人工授精とかは試験で合格が出るので、その点はちょっと、そちらは試験として出ます。

○野村委員 分かりました。更に理解が高まるように工夫と赤字でかかれています。80%では足りないということなんでしょうか。この辺のところはどういうふうな理解になるんでしょうか。

○谷村畜産振興課課長補佐 事務局でございます。

目標では理解度を80%以上と設定しておりますので、80%以上を超えて、やっとならBという評価になるところでございます。定量的な達成度として120%となる理解度96%辺りまで行くと、Aももちろん視野に入ってくるころなんです。今、先生おっしゃっております中央畜産技術研修会につきましては、80%は超えているんですが、やはり85、88、平成28年度においては80%ということですので、やはり一番受講生が多い研修ということで、こちらの方はもう少し上げていただければこそ、全体評価がAになるのかなと考えております。

○野村委員 ありがとうございます。

評価の方法が、中央畜産技術研修会は客観的な評価という形ではなくて、自己申告の評価ということ、今伺いましたが、今後は受講生の多い研修会だと思いますので、何か客観的な評価もできるのなら、された方がいいんじゃないかなということは、コメントとして申しておきます。

あと、細かなところで少し伺いたいことがあるんですけども、資料の4-4の4ページ目のところですけども、真ん中辺りに、夏枯れしやすいオーチャードグラスで、新しい品種を自生して

いたオーチャードグラスから作ったということで記載がございますけれども、新しく選抜して作った品種というのはこの夏枯れに対して強いのかどうかということ、何か定量的に評価された結果はございますか。

○葛谷改良部長 これにつきましては、農研機構さんと共同での取組で行っておりまして、育成、品種登録におきまして、九州で自生しております、そういった草種を使って栽培して、そのデータを蓄積して示した上で品種登録を行っておりますので、そのような理解をしております。ちょっとお待ちください。

○松本畜産技術室長 すみません、ちょっと資料を探しておるので。野村先生、ほかの質問ございましたら。

○野村委員 質問は以上です。後からでも結構ですので、進行してください。

○松本畜産技術室長 分かりました。また後で、全体の質問時間ありますので、そこで回答させていただきたいと思います。

○野村委員 はい、了解しました。

○松本畜産技術室長 では、片桐先生、お願いします。

○片桐委員 資料5の4～9について御説明いただいたんですけども、それぞれの評価については異存はございません。

まず、4番目の飼料用稲の種子、これは政策として、飼料用種子の長期的な生産目標あるいは飼料中のどれだけをこれで賄おうとしているのかとか、その中で現在どの辺まで達成できているのかというような評価値というか、そういうものがあれば教えていただきたいというのが1点です。

それと、7番目、8番目、豚の胚移植技術関連ですけれども、これについては技術的な面では特にはないんですけども、先ほど木村先生がお話をされたとき、私ちょっと聞こえない状態でしたので、ただ、その中で何か災害の話とか感染症の話とかされていたように思っていて、それで、私の方としては、例えばですけども、大規模災害や豚熱などの感染症の蔓延リスクを踏まえた上でということなんですけれども、センターとして種豚供給の保障体制というような考え方をお持ちなのかどうかということと、受精卵移植というのは生体ではなくて、受精卵という形で保存しておけば、こういったところに有効活用できるのかなというようにも思うんですけども、その辺についての現在の見解というのを頂ければと思います。

以上、2点です。

○松本畜産技術室長 ちょっと家畜改良センターというよりも、我が国全体の在り方という部分で、まず私の方から回答させていただきます。

まず、飼料用種子についてですけれども、まず、そもそも飼料用米、飼料用稲の種子については、家畜改良センターでは飼料作物の種苗の増殖というのをやっているんですけれども、これにつきましては、いわゆる牧草用の飼料を家畜改良センターで増殖して、それを民間の種苗業者で殖やすという取組を家畜改良センターの中で行っております。

一方で、家畜改良センターの方で行っている稲の方、飼料用米であり、飼料用稲であり、そういった種子に関しましては、家畜改良センターの方ではそういった種を扱う技術に知見があるということで、家畜改良センターで増殖を行っているんですけれども、本来、これは県やら民間が行うべき取組について、家畜改良センターがそういった取組が行うのが難しい間、しばらくの間肩代わりして行うと。先ほど、葛谷部長の方から説明がありました極短穂種を増殖しましたという報告があったかと思うんですけれども、それにつきましては、なかなか民間で栽培が難しい品種、増殖が難しい品種ということで、家畜改良センターが代わりに引き受けているという状況でございます。

ということで、その飼料用の稲、飼料用米の種子について、家畜改良センターが今後どういうふうにというところなんですけれども、そういった形で、家畜改良センターが現在、本来民間や県が行うべき部分について肩代わりしているという部分なので、家畜改良センターとしては、最終的にそういった技術が極短穂品種の、家畜改良センターが今行っているような技術を、民間や県で行ってもらおう、ある意味、家畜改良センターがそういったところを卒業するというのが、家畜改良センターの取組戦略というようなところになっているというところでございます。

それから、種豚供給の部分に関してですけれども、今現在、家畜改良センターの方と取組の調整を進めているところなんですけれども、今現在、先生も御承知のとおり、ワクチン接種した地域、接種していない地域、その間の種豚流通というのが難しくなっている状況というところでございます。特に、ワクチン接種した地域からは外には出せないという状況になっていまして、今現在ワクチンを打ってしまった地域、その種豚の遺伝資源をどうやって守っていくかという議論になっているところでございます。そういった部分に関しまして、家畜改良センターの本所が、今現在ワクチンを打った地域になっていますので、その地域において、今現在、企画中なんですけれども、ワクチンを打った農場の種豚の、豚の精液を集めてきて凍結精液を作って、それぞれの種豚場に戻すと、そういう取組を行って、せっかく作ってきた種豚精液の遺伝資源を保存すると、そういったような取組をこれから行おうということで、現在調整を進めているというところでございます。

○犬飼畜産振興課長 若干、補足させていただきます。国の目標として、品種の供給の割合をどうするかというものはありませんが、全体の飼料の自給率という観点からは、粗飼料については100%を目指すということをやっています。現実には、今、75%ぐらいです。

そういった中で地球の温暖化が進んでおりまして、牧草品種については、今まで適正品種だと思ってきたものが、温度域が合わなくなってきていることがございます。こういった中で、家畜改良センターが殖やしている種子というのは、基本的には農研機構なりで開発をされて、家畜改良センターでその特性を損なわないように一次増殖をして、その一次増殖をした種を北米などの海外に持って行って、殖やして、コマーシャル用の種を作るということをやっていますので、その何パーセントの種子を家畜改良センター関係のもので補うのかという目標はございませんけれども、そういった粗飼料自給率を上げていくというところに技術的に貢献をしてもらうということが目標になっています。

それから、豚熱の関係で、いわゆる繁殖資源の保存ということですが、今のルール上は、ワクチンを打ったところであっても、発生をすれば、全て豚を淘汰しなければならないということになっています。ですので、いわゆるワクチン接種区域内にある種豚場であっても、発生をすれば、そのところで持っている遺伝資源は全部淘汰によって枯渇をしてしまうということになります。こういったこともございますので、国の方でも補助事業の中でそこに係るコストを面倒を見るということで、胚の凍結あるいは精液の凍結、こういったものを支援をしているということでございます。

○葛谷改良部長 豚の受精卵について、若干もう少し私の方で加えさせていただくと、実際、豚熱が発生して、愛知県の試験場では淘汰することになったんですが、こういった技術を使って復活したということもございますので、こういった技術をセンターとしては広く普及するというところで取り組んでおりますし、実際の豚熱発生後、幾つかの県、民間の種豚場さんからも技術研修の要請があり、受けて、技術伝承等を行っているところでございます。

以上です。

○片桐委員 今、説明していただいた稲の方なんですけれども、まず、開発されたものを一次的に殖やすという技術が改良センターの方にあるので、その役割を民間あるいは本来は県がやる場所なんだけれども、肩代わりしているという御説明いただいて、ああ、そうなんだなと思ったんですけれども、この役割というのは、今説明があったように、いずれ卒業しなきゃいけないということなんだと思いますけれども、それに向けた技術移転とか、指導とかという取組というのは、今どのようになっているんでしょうか。

○松本畜産技術室長 先ほど、私が申し上げましたのは稲の部分ですけれども、稲の部分につきましては、先ほど申し上げたように、家畜改良センターの方で増殖してということをやっている。それで、先ほど飼料作物種苗の増殖等を行っているとおっしゃいましたが、その中で、増殖に関する業務を行っていますが、実際、その飼料を生産している圃場の現場を家畜改良センターの人間がそういったものの育て方というのを講習・指導を行っているところでございます。そういう中で、稲の育て方につい

でも講習・指導を行うことで、民間に対する技術指導を行っているところでございます。

○片桐委員 もう既にやられているということでよろしいんですね。

○松本畜産技術室長 民間に対する技術指導というのは行っております。

○片桐委員 どうもありがとうございました。

以上です。

○葛谷改良部長 先ほど、御質問がありました夏枯れ対策のオーチャードグラス「那改1号」についての御質問ですけれども、農研機構さんと連携して、育種から評価まで関わった「那改1号」に関するデータを収集し、対応しておりますので、データ等も示しながら今後普及させていくということで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○松本畜産技術室長 片桐先生、ほか、ございますでしょうか。

○片桐委員 いえ、私の方は、もう既に終わりということで。どうもありがとうございました。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

では、最後の項目に入らせていただきます。では、牛トレーサビリティ法に基づく業務から、その他の業務運営に関する事項までを説明をお願いします。説明が終わりましたら、休憩に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。休憩を挟んで意見交換という形にしていきたいと思います。よろしくお願いします。では、家畜改良センターの方からお願いします。

○渡邊個体識別部長 それでは、資料4-4の6ページ、7、牛トレーサビリティ法に基づく事務等につきまして、個体識別部、渡邊の方から御説明を申し上げます。

7、牛トレーサビリティ法に基づく事務等につきまして、(1)牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施につきましては、法律に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成等に関する事務を的確に実施いたしました。法に基づき、国内で飼養されている牛は、補助事業で配布されている個体識別番号が記載されている耳標を装着しております。農林水産省からの依頼を受け、毎年翌年度に使用する耳標につきまして、耳標の規格が適正であることを確認する審査を実施し、審査委員会を開催し、審査結果を議論し、その結果を農林水産省に報告しております。

また、元年度におきましては、耳標の不正使用に対応するため、新たな仕様に基づく耳標の審査や評価に当たり、関係機関と協力して対応いたしました。令和2年度におきましては、個体識別番号が記載されております耳標は、そもそも牛の管理者と、届出の関係上、牛の管理者とひも付けをされて配布されておりますけれども、廃業した管理者の耳標等は管理者を変更して有効活用している現状でございます。この作業は都道府県に御協力いただいて実施いたしているところでございますが、令和

2年度におきまして、この業務につきまして、効率化を図るため、都道府県内における耳標の管理者変更業務の省力化に向けたシステム開発の検討に協力し、関係者と協議・調整・事前テストを実施しております。

また、耳標の規格審査で適合と確認された後、3年に1度実施するフォローアップのための立会い検査におきまして、不具合を指摘いたしました耳標につきまして、農林水産省に報告し関係者と対応を協議するとともに、農林水産省からの指示により再度立会い検査を実施するなど、耳標の配布に関わる補助事業業務に大きく貢献いたしました。

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施につきましてです。牛個体識別システム利用者の利便性を高めるため、利用者のニーズ等を踏まえた中長期的なシステムの開発・改修計画を立てて、実施しております。第4期中期計画で、13の開発・改修を実施いたしております。

システム開発、改修等に当たりましては、最新版のプログラム言語を用いる等、情報セキュリティの対策の強化を行うとともに、改修等計画に合わせまして、ニーズ調査の対象を変更し、利用者の利便性等が高まるよう改修を行っております。

令和2年度におきましては、複雑化しているネットワーク環境を整理するための調査、システムの集約化を目的とした作業、サーバの老朽化等に対応するための開発を実施いたしております。令和元年度に実施いたしましたアンケート調査を踏まえ、提供対象以外であります。業務上必要であるという情報につきまして、内容を精査した上で独自でシステム変更を実施いたしました。システム改修後に、利用実態等につきましてアンケート調査を行ったところ、高い評価を得ているというところで

(3) 家畜伝染性疾病等の発生に伴う緊急検索への対応です。国内における家畜伝染性疾病の発生時等におきまして、農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するため、常時、検索要員を6名確保するとともに、年2回以上机上演習等を実施し、緊急検索態勢を適切に維持いたしました。令和2年度におきましては、6名の検索要員を確保し、4月、12月に机上演習等を実施し、緊急検索態勢を維持しております。

(4) 牛個体識別に関するデータの活用の推進です。牛個体識別に関するデータ提供につきましては、第4期中期計画における情報提供申請件数は2,221件で、対前年中期計画期間の実績1,131件と比較いたしまして、195%増と大きく増加いたしております。これは、今中期計画期間中に国の補助事業である和牛・乳用牛の増頭・増産対策である生産基盤拡大加速化事業、新型コロナ対策の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業などにおいて、根拠となるデータとして個体識別データが用いられるなど、様々な場面で個体識別データが使用されたためでございます。

また、全国版畜産クラウドシステムにも個体識別データの提供を行うとともに、関係機関と連携して、利用促進等に関わる検討を行ってまいりました。また、畜産クラウドシステムを通じて、農業データ連携基盤、通称WAGRIに情報提供を開始いたしております。データ提供におきましては、ウェブ環境下で利用しやすいXML形式での情報提供の希望が多いことから、今中期期間中にプログラムの著作権を譲り受けました。それにより、様々な依頼に応えられるようになり、さらにPRに努め、今中期計画期間中に新規ユーザー5者と契約するとともに、4者と試験接続を行っております。今後、データのより一層の有効活用を図っていくところでございます。

令和2年度におきましては、XML形式の情報提供について、新規ユーザー5者と契約するなど、利用者の要望に応じたデータ提供を496件、対前年比141.7%となっております。特に、新型コロナ対策等、国の補助事業の根拠となるデータとして、個体識別データが利用されることとなり、それぞれ事業に関しまして、延べ約3万戸若しくは1万、合わせまして4万戸の農家の情報をデータ提供しているという状況になっております。

個体識別部からは以上です。

○白井企画調整課長 それでは、8番目、その他のセンターの人材・資源を活用した外部支援ということで説明をさせていただきます。

小項目としては3つから成っております。1つ目は緊急時の職員の派遣、いわゆる人の話でございます。それから、2つ目、これは緊急時の物資の提供、物の話でございます。最後、3つ目になるんですけども、これは緊急時に限らず、外部支援としまして、普段からセンターが実施しております様々な作業等の受託についての項目ということになっております。

こちらの項目につきまして、第4期中期目標期間において、伝染病発生時や自然災害発生時にしっかりと対応させていただきましたので、こちら、自己評価としてはAとしております。

それでは、内容について、説明させていただきます。

まず、1番目の人材派遣の方ですけれども、こちらにつきましては、緊急時の人材派遣がいつ何どき起きましても、各牧場と連絡を取って速やかに派遣職員を送れますように、緊急連絡の体制を整備しております。平時の備えといたしましては、これがちゃんと機能しているか、これを確認しないといけないために、毎年2回程度、業務時間外に抜き打ちでメールの送信等を行いまして、一定時間内に返信があるかということで実行性の確認を行うということをやっております。

実際の派遣でございますが、家畜の伝染病関係でありますと、鳥インフルエンザや豚熱の発生に際しまして、農林水産省から防疫措置の作業のために職員派遣の緊急要請を受けまして、延べ、第4期中期目標期間中246名の職員を派遣しております。派遣措置には、必要な重機の取扱い、これができる

す職員というのが必要になってくるんですけれども、こちらに関しまして派遣をしているという状況でございます。自然災害の発生時、具体的には熊本地震、北海道胆振東部地震など、こういった自然災害の発生時に、国、県からの要請を受けまして、延べ56名の職員を派遣いたしております。

このように、緊急要請に積極的に対応しましたし、また、センターに対しまして、農林水産大臣表彰も頂いたということで、計画を上回る成果ということで判断いたしております。

続きまして、2番目の物資の提供でございます。こちらは、熊本地震等の発生に伴いまして、国から要請を受けまして、被災地へ、第4期中期目標期間中、合計212トンの粗飼料を提供しております。このほか、畜産経営支援協議会というのをJRA事業で立てまして、JRA事業を活用しまして、用意しております発電機、動力噴霧器、消石灰など、様々な防疫資材、こちらの方を各牧場で備蓄しております、これにつきましても、自然災害時に国からの指示に基づきまして、災害発生地に提供いたしております。

これにつきましても、できる限り積極的に対応しまして、人材派遣同様、その取組に対しまして、農林水産大臣の表彰も頂くことができましたので、計画を上回る成果ということで判断しております。

あと、最後の3つ目なんですけれども、こちらの方は作業の受託等ということで、ちょっと分かりにくいんですが、こちらは都道府県、大学等から協力依頼を受けまして、家畜そのものであったり、血液などの生体材料、牧草、調査依頼に対する職員の派遣などについて、積極的に対応いたしております。

こちらの方は、実際に、実行には至らなかったんですけれども、豚熱の蔓延等に鑑みまして、これは2年度ではなくて、元年度にはなるんですけれども、センターが保有する技術を生かしまして貢献できることはないかということで検討いたしました。豚の採卵技術、それから豚の受精卵のガラス化保存技術、先ほどお話が出ていた技術でございますけれども、こちらの方、大変卓越した技術でございますので、これらを生かして、各地の優良豚の育種、資源保存に向けた技術協力ができるんじゃないかということで、県などから要請があった場合について可能な限り対応できますように、人の派遣、受入れ体制などといったような課題を整理して備えておりました。実際には、第4期中期目標期間中では、こういったことの試みについては実行には至りませんでした。引き続き、センターが貢献できることということで、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○上口理事 続きまして、総務部門を含めまして御説明します。上口です。

ポイントの紙の8ページです。

大項目のところに戻りますけれども、業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

というところがございます。これ以降、おおむね基本的にやるべきことはやるというような、淡々とやるというような内容が多いものですから、基本B評価ということが前提でやっております。

まず、1番の一般管理費の削減につきましては、これは一般管理費については対前年度3%減、業務経費も1%以上という形で、それぞれ抑制を実行しました。

それから、2番の調達合理化につきましては、契約監視委員会などにおいて随意契約の検証とか、それから一般競争、特に一社入札とかですかね、そういったものについて競争性確保の点検を行っているということです。

それから、9ページ上の方に行って、3番の業務運営の改善ということで、テレビ会議システム、ウェブ会議システムを導入して、定期的な月曜の部長会議とか、あるいは採用面接でも活用して、効率化を行っているということです。

次のところが、中期計画についてAにさせていただいている、自己評価Aにしているものですが、JGAPの関係で、うちの牧場3牧場、岩手、奥羽、熊本、それぞれ、平成29年度と、それから奥羽は平成30年度、熊本は令和2年度ですが、それぞれJGAP認証を取得したというところで、あと、最後の行にあります、普及にも貢献しているというふうに書かせてもらっていますけれども、国の職員や県の職員が集まる畜産GAPの担当者会議とか、あるいは東京の方でやっていた全国畜産場所長会議でGAPの取組を発表したりしているということで、普及にも十分貢献しているというふうに評価しているというところがございます。

続きましては、また今度大項目ということで、予算、収支計画等でございますけれども、これは1番から5番まで書いている内容は、基本的には例えば5番の次の丸にありますけれども、独行の会計基準の改訂などがございますので、その基準の改正に合わせて事業セグメントごとに分類して、いろいろ収支計算とか、予算と実績との乖離のその関係の確認とか、そういった体制を整備しているということで、これは一般的に他の独行とも共通している内容が書いてあるということでございます。

それから、9ページの下の方の6番の自己収入の確保、これにつきましては、うちの方で枝肉とか生乳を売っていますので、そういった販売の収入とか外部研究資金の獲得に努めておりますということで、通常どおり執行しておりますということでございます。

それから、10番の一番上の方の丸ですが、うちにはいろんな精液とか種子の配布をやっていますので、この配布価格につきましては、特に3行目にありますけれども、民間市場価格とか、生産コストを考慮してきちんとした価格で配布していると、きちんとやっていますよということが書かれているところなんです。

それから、7番の方の保有資産の処分については、適切に除去処分等を行っているということでご

ざいます。

その後、四角で箱で囲っているような、やっているところは本来、項目大きいところになるんですけども、センターについては該当がないということです。

最後の箱のその他業務運営に関する事項、これも大項目になるんですけども、ガバナンスの強化ということで役員会とか場長会議の開催、あるいは次の丸にありますように業務進捗状況を役員等にモニターしておりますとか、あるいは外部有識者を交えて業務検討会を開催している、あるいはもうコンプラ関係では、内部統制監視委員会の開催、これ、第三者委員を交えていると。あるいは、法令遵守、コンプライアンスについて、eラーニングによる教育を実施している等々で、ガバナンスを実施しているというところでございます。

それから、2の方の人材の確保については、農水様との人事交流あるいは独自試験の実施で人材を確保しているといったようなこと。

それから、3番の情報公開も適宜きちんとやっていますよということでございます。

あと、4番で情報セキュリティ対策の強化ということで、対策規程の改正とか、規則類を力を入れて制定したというようなことをやったというところでございます。

それから、5番の環境対策・安全管理の推進、これは毎年比較的ルーチンに安全衛生委員会などを活用してやっているということで、基本的にはほぼ年度Bなんですけれども、ちょっと補足的に言うのは、5の4つ目の丸のところですかね。農林水産省と連携してうんぬんということで、労働災害事例を作成して、ホームページに掲載したとあります。これはちょっと農水省様からも強く指導を頂きまして、今現在、こういったパンフレットを作って、具体的には畜産労災の原因と対策を実例で体系的に示して、いろいろ農水にもリンクつなげて、ホームページで公表しています。これについてはそこそこ、そこそこというか、結構好評で、他団体から情報提供依頼があったりとか、専門業界誌の方から寄稿以来があったりということで、相応の反響を得ているというふうに評価しております、これは単年度の令和2年度だけはこういった事例集を作成しましたので、A評価とさせていただいているというところでございます。

以上です。

○松本畜産技術室長 では、引き続きまして、業務実績評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項を説明させていただきます。

○谷村畜産振興課課長補佐 資料5の最後のページ、項目で10番になります。その他センターの人材・資源を活用した外部支援についてです。資料4-1では78~80ページとなります。

(1) 緊急時における支援として、センターでは、家畜の伝染性疾病や自然災害の発生に際し、防

疫作業などへの要請があった場合、職員を派遣して支援を行うとしております。

また、(2)としまして、災害からの復興支援として要請があった場合には、種畜や粗飼料などの供給支援を行うとしています。

実績としまして、先ほどお話がありましたように、要請に対して、延べ302名の職員の派遣を行い、また合計212トンの粗飼料のほか、緊急支援事業によって、センターが備蓄・保管している資材の提供を行っております。

要請に応じて支援するという、このような性格の目標に対して、アウトプット、アウトカムとしての達成目標を設けることは適当ではないと思われ、定量的な評価は大変難しいのですが、緊急時に速やかに対応できるのは、平時より体制を整え、備えなどの準備があってこそできることでありますし、実際に急な要請先の求めに積極的に対応していること、結果として、その貢献に対して、中期目標期間中に2度も大臣表彰を受けていることなどを踏まえますと、実績評価としてS評定に十分値するのではないかと考えております。

事務局より以上です。

○松本畜産技術室長 では、説明終わりました。質疑は、10分間休憩を挟んで、先ほどとはまた逆に、片桐委員の方から開始したいと思います。では、15時15分まで、10分ほど休憩を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後3時03分 休憩

午後3時14分 再開

○松本畜産技術室長 では、先ほど、残りの牛トレーサビリティの部分、それから災害支援の話、それから家畜改良センターの総務部門の話について説明を行いました。この部分についての御質問、先ほどとはまた逆に、片桐先生からお願いします。

○片桐委員 資料5の評価については、Sということでよいと思っています。

個体識別のことにに関して、2つほど、これはお聞きしたいという内容なんですけれども、まず1つは個体識別に関するデータの活用推進というところなんですけれども、これは実際にいろんな形で使われているんだなというのは、今日伺って理解はしたんですけれども、どのような点に提供しているのか、あるいはどういうリクエストに対して応えるのかというのが、何か基準があるのかというところ。例えば、どこかの農協が使いたいと言ってあるときにも出すのか、あるいは民間からの要求にも応えるのかというようなところ。です。

2点目は、同じく耳標関係ではあるんですけれども、私の認識が間違っていれば、前提がおかしいんですけれども、今、農家から登録が上がって、登録に対して何かエラーが出たようなときというの

は、直接農家ではなくて、農協を介して問合せが来ているように思うんですけども、このシステムの中で農協というのがどういう位置づけになっているのかというところをお答えいただきたいというふうに思っています。それは、と畜に関する届出内容のエラー情報についてはセンター自らが対応したというような記述がありますので、ここについてどうなっているのかなというのが疑問点ということになります。

最後、もう一点ですけども、災害のときの派遣あるいはどういう対応をするのかというのが、どういうプロセスで決定されていくのかというところについて、教えていただければと思います。

以上、3点です。

○渡邊個体識別部長 個体識別部の渡邊です。

御質問ありがとうございました。御質問いただいた内容につきまして、回答させていただきます。

個体識別データに関する活用の部分ですけども、利用請求書というものを上げていただければ、農協、個人の方にかかわらず、情報は提供させていただきます。ただ、その利用請求の中身につきましては、事前にこちらの担当の方と打合せをしていただいて、具体的にどのような内容の提供をするのかというのを整理をさせていただいた上で、提供させていただいているというのが実情です。ですので、関係団体、農協、管理者個人の方にも情報提供はしております。

また、もう一点につきましてですけども、農家からの届出エラーに関する点でございます。通常、届出に関するエラーチェックは、農林水産省の地方農政局等において実施されておりました、牛の管理者等へ確認・指導が必要となる場合がありますので、届出をされた農家さんには、農政局の職員等が直接確認をしております。

また、御指摘いただいている農協等の団体の話につきましては、農協等が管理者の方々から届出の代行を依頼されている場合につきましては、農協等が届出をしている形になりますので、その農協の方々へ届出の依頼をされた管理者さんのそれぞれのエラーについて照会を掛けるという形になっておりますので、農協等の位置づけは代行申請の届出をされている団体という形になっております。

と畜に関する届出エラーの情報につきまして、センターが自ら対応したという説明につきましては、と畜場への搬入やと畜の届出内容に関するエラー情報につきましては、円滑な牛肉の流通に資するため、本来であれば農政局等を通じて、届出者、管理者にエラー修正の依頼等をするところですけども、時間が掛かってしまいますので、速やかに牛の管理者及びと畜者に事実確認をセンターの職員が行っているという部分の御報告をさせていただいたところでした。

以上です。

○片桐委員 どうもありがとうございます。

○犬塚理事 災害派遣関係のプロセスですが、資料の4-1の79ページに少し書いてありますが。よろしいでしょうか。

○片桐委員 はい、どうぞ。

○犬塚理事 その評定と根拠のところ、①で、農林水産省又は都道府県からの緊急的な防疫対応作業への要請に速やかに対応するためと書いてありまして、基本的には農水省の方に県等からこういう支援が欲しいという話がありまして、その中で、最近ではセンターの方にオペレーター関係で人を派遣してほしいという要請がございます。それに基づいて、農水省の畜産振興課からセンターの方に依頼が来まして、センターの方からは畜種を踏まえて、豚の防疫支援に関する要求でしたら豚の牧場から派遣するわけにはいかないの、ほかの畜種の牧場から人を選定してもらいたいと各牧場に依頼をして、人を派遣しているというのがプロセスです。よろしいでしょうか。

○片桐委員 はい、どうもありがとうございます。クリアになりました。

○松本畜産技術室長 では、次に野村委員からお願いします。

○野村委員 それでは、私の方からさせていただきます。

まず、10のところです。いずれもSという評価が妥当ではないかというお話でしたけれども、私も、Sで結構かと思っています。大きな災害があって、大変な御苦勞をして、派遣されているということで、その辺のところを高く評価してもいいんじゃないかなということで、Sが妥当と考えております。

質問ですけれども、今、片桐先生の方からも質問のあったトレーサビリティのところなんですけれども、まず、届出エラーというのがお話に出ていましたけれども、このエラーの頻度あるいはどれぐらいの割合で起こっているのかというのを、教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○渡邊個体識別部長 届出エラーにつきましては、資料の第4期中期目標期間中の事業の概要の147ページに書かせていただいております。表の2に届出内容のエラー件数というのを平成28年度から令和2年度までの数字を書かせていただきました。1日平均の数字も出ております。年平均として13万8,225件、1日平均373件ぐらい起こっております。うち、と畜場に関するものはこれぐらいあるという形で数字を出しております。

○野村委員 ありがとうございます。

このエラーというのは、発生が分かったときには修正可能なんですか。

○渡邊個体識別部長 修正していただくために、エラーチェックをして、それぞれの管理者に修正していただくように指導しているという形になります。

○野村委員 ありがとうございます。

それともう一つ、今のと関連があるとことですが、資料の4-4の6ページのところなんですけれ

ども、私も詳しくないので勘違いしているのかもしれないんですけども、耳標が適合と確認された後、3年に1度の調べたところ、不具合が確認されたというふうに記述がございますけれども、この間は耳標が全く機能していないような状態だったということなんですか。

○渡邊個体識別部長 3年のフォローアップ試験をやったときに不具合が発覚いたしましたので、それについて農林水産省並びに関係者と協議をいたしまして、その耳標をどのように確定し、いつ配布されたものをどのように特定し、どういう対応にするかということを協議して、対応を決めさせていただいております。これについては現在対応中でございますので、詳しいことは今のところは申し上げられません。けれども、対応を進めているというところですよ。

○野村委員 どうもありがとうございます。

以上です。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

では、稲葉先生、お願いします。

○稲葉委員 御説明ありがとうございます。

質問事項といたしまして、資料4-4のトレーサビリティ法に基づく事務等のところで、7ページ目の上で令和元年度にアンケート調査をされたというのがあるんですけども、このアンケート調査について具体的な内容、例えばどういう項目を御質問されたとか、このアンケート調査を実施した範囲、誰に対してどれぐらいの回答数で得られたか、あるいはどういう回答が来たかというところを御参考までに教えていただければと思います。

それで、その後にシステム改修後に、利用実態等についてアンケート調査、また行われていたということですけども、こちらについても同様にその具体的な内容を教えていただければというふうに思っております。これが第1点目の御質問でございます。

続けて、よろしいですか。それから、評価に関しましては、これは資料5の10番目について、S評価ということで、私としては違和感はないんですけども、念のために確認したいと思うのが、業務実績の概要としては書いてあることに余り違いはないんですけども、当初、自己評価、見込評価でA評価、SではなくてA評価を付けられたというところは、これはどういうお考えだったのか。謙虚なお気持ちでSじゃなくて、Aにしたのか、あるいは別のお考えでAにされているのか。SとAの線引きがなかなか難しいなと思うところがございますので、ここを念のため、確認させていただければと思います。

私の方からの質問は、以上です。

○渡邊個体識別部長 アンケート調査につきましては、毎年、アンケート調査の対象者を変更してお

ります。アンケートにつきましては、それぞれ個体識別のシステムについて、具体的に改修してほしいところはないか、使いづらいところはないかという形で、毎年それぞれの対象ターゲットを決めて、アンケートを実施しているところです。平成29年度には都道府県の試験場や農協、大学に関して実施いたしました。平成30年度につきましては家畜保健衛生所、元年度につきましては農業共済に対してアンケート調査を実施し、具体的に何か改修してもらいたいところがないかというアンケートを実施したところ、実際に今提供しているところじゃない部分の情報について、業務上必要なのでシステムを改修していただけないかという御相談がございましたので、部内で検討を行いまして、善処したということです。

○犬塚理事 支援の関係ですが、資料の4-1の79ページを見ていただくとイメージが付きやすいと思いますが、そこの2番の主要な経年データというのがございまして、そこで28年が120名、その後が13、57、44、68になっております。最初の評価のときには、28年度はA評価を付けておりまして、かなり支援をしたので、自己評価としてAを付けています。その後は、少ないというのがありますけれども、私がおのときの自己評価をしたんですけれども、やっぱり災害があつて支援したからという、何かこう、災害があつて支援したらAみたいな、そういう評価はよろしくないんじゃないかということで、自己評価としてはB評価で出させていただきました。その後、大臣の評価で頑張つて行つてもらったのでA評価を、大体付けていただいたので、それだったら、自己評価としてもAで出してもいいだろうということで、その後の後年の評価はA評価で出しております。今回、やはりSというのがいかなものかと自分たちは思うので、今回は全体的にはAで出させていただきましたが、大臣評価としてはSではないかということで評価を頂いているところです。

○犬飼畜産振興課長 ちょっと補わせていただきますと、家畜改良センター、家畜を飼っている現場なので、365日休みがないので、週休2日をやりくりしてみんな取っています。その関係で、職員数はそれなりにいるように見えるのですが、実は分散して休みを取っている結果、非常に現場の職員の数というのはぎりぎりな状態でやっているんです。その中で、災害だからといって、いざ鎌倉ということで人を出してくれているんですが、それに伴う、また、人を出した分の、予定していた作業ができなくなるとか、あるいはそれをほかの人たちが補うということで、かなり実際には無理をして出してくれている実態でありまして、先ほど、犬塚理事からは災害を喜ぶような、そういう感じに誤解をされることを恐れてということでしたけれども、実際には非常に苦勞をして応じてくれている状況にありますので、そこはしっかりと評価をすべきじゃないかということで、S評価を提案させていただいております。

○稲葉委員 ありがとうございます。

○松本畜産技術室長 よろしいですか。

では、木村委員、お願いします。

○木村委員 トレーサビリティの方の改善と、それから拡充ということは大変よい話かなと聞いておりました。また、それから、災害とか、家畜伝染病対策で評価Sという評価も、私も妥当だと思いません。

それで、ちょっと私も不勉強でして、2点ほどちょっと教えていただきたいんですけども、まず、トレーサビリティの方ですけども、これは、情報をいろいろ共有して、申請すれば使えるということだったんですけども、例えば農家の方が余りうまく、仕上がりがうまくできなかった、そういう農家の方がいらして、その方がいい子牛が回ってこないとか、本当、不勉強で素人の質問で恐縮ですけども、流通とか、売るときにいつも高く売れなくなっちゃうとか、いい面もあるんですけども、可能性とか、そういうリスクはあるのでしょうかということとですね。

それから、もう一つ、災害の話ですけども、先ほど犬飼先生からの説明がありましたけれども、302名、5年間でということ。例えば、家畜改良センターの人が1,000人でしょうか、1,000人切るぐらいかと思うんですけども、300名で、5で割ったら年間、不定期なので1年間ということではないですけども、60名ぐらいですよ。6%か7%になるかと思うんですけども、この数字というのは……。もちろんSは付くし、大臣賞を頂くことはよいことなんですけれども、恒常的な本業の方というんですか、そういうところを将来的に考える上で、この数字というのはいかがなものかというのは、これ、ちょっと御教示いただければと思います。

以上でございます。

○渡邊個体識別部長 個体識別の情報提供のお問合せでございますけれども、個体識別の情報提供の部分のところにつきましては、普通、個人の農家さんから頂く情報提供の話としましては、何月何日時点で自分のところにどのような牛がいたか。個体識別番号何番の牛、要するに個体識別番号のリストと、あとはその牛がどのような品種、年齢で、雄雌でという情報の提供をさせていただくことが多いです。

一方、今、畜産振興課さんの方で進めている全国版畜産クラウドシステムであれば、クラウドネットワークサービスを利用して、牛の個体識別情報と飼養衛生管理等の生産情報を全国レベルで一元的に集約し、生産者や支援者がスマートフォンとかパソコンなどでインターネットに接続し、全国どこからでもその情報を引き出せる仕組みというのを構築しているところでございますので、そういうものを利用すれば、個体識別番号をキーとして、個体ごとの一連の情報の活用が容易になります。要するに、それに合わせて家畜改良及び飼養管理の効率化、高度化を図ることができますので、先生から

御質問があったような部分のところのカバーをできるという形の情報を入手することも可能であるというように形になっています。

○木村委員 農家さんが個人的に不利益じゃないですけども、何かそういうことは起きないような仕組みだということですね。

○渡邊個体識別部長 はい。

○木村委員 了解いたしました。

○犬塚理事 災害支援の関係ですが、センターの職員1,000人ぐらいということで、非常勤のパートさんも含めて、7月1日現在で975名います。そのうち、大体、災害派遣等に行っていただくことが多いのは、技術者としてのオペレーター、機械を動かすとか、そういう方を中心に要請が来ております。その場合、技術専門職員という方が対象になるんですけども、技術専門職員の方は、今364名です。そのうち、やっぱり該当する免許を持っている方というのは限定されてくるので、そうするとかなり人数が絞られてきているということで、もし、例えばよくないのかもしれませんが、口蹄疫が発生したときに、作業として、オペレーターじゃなくて、作業員としても人数が欲しいという話であれば、パートさんを抜かした普通の職員756名いますが、その中から大規模に派遣をするという可能性はあると思います。

○松本畜産技術室長 よろしいですか。

○木村委員 ありがとうございます。

○松本畜産技術室長 では、これまで資料に基づいて、資料4について一通り説明させていただき、また、意見交換を行いました。それで、各委員の方から、また改めまして、一巡しましたので、また御意見等ありましたら、質疑していきたいと思います。申し訳ないですが、また逆にということで、木村先生の方から、特段ございますでしょうか、

○木村委員 1点だけ、すみません。外国人へのアンケートを取られてというところで、そこでちょっと気が付いたんですけども、2030年には65歳人口が35%とか、何かそういう数字を見たような記憶がございますけれども、例えば将来的な人口比、国内ですね、国内の人口比を踏まえた、家畜の育種の方向性なり、展望的なところですね。例えば、高齢者になりますと、嗜好性だけじゃなくて、健康にいいとか、食べやすさとか、調理法とか、そういったものを踏まえた育種改良になるのかなと単純に思ったんですけども、その辺はどのような展望なのかなと思っておりました。

以上でございます。

○葛谷改良部長 御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

国では、家畜改良増殖法に基づきまして、家畜の能力、体型、頭数等の10年後の目標を畜種ごとに、

おおむね5年ごと定めております。そういった中で、一番最近では令和2年3月に策定された肉用牛の改良目標において、牛肉に対する消費者ニーズという高まりの観点から、脂肪交雑については、現在の改良量を引き続き維持した上で、食味に関連する不飽和脂肪酸、オレイン酸等の向上に向けた改良を進めるということになっております。これまで、脂肪交雑の水準が徐々に向上し、A5、A4の割合がかなり上がってきています。現状の脂肪交雑は十分あるだろうということで、現行の改良目標については脂肪交雑については現在の改良量を維持しつつ、脂肪の質について改良を進めていくよう定められております。それに沿って、改良センターも種畜の改良を現在進めているところでございます。そういった現行の改良目標に沿い、消費者ニーズを意識しながら改良を進めています。

○木村委員 今おっしゃられた消費者ニーズというのはどういった人口層を前提にされているんでしょうか。

○葛谷改良部長 基本、特定の年齢層ということではなくて、全国民を対象にしているのです、特段、高齢者層というところをターゲットにしているということではないと理解しております。

○松本畜産技術室長 最近の食味の傾向として、当然、どんどん高齢になってくると、そんなサシが入った脂の肉の部分はあるところもありますけれども、一方で、若い人も、言ったら、ハンバーガーとか、いわゆる肉の味というのに慣れて、和牛の繊細な牛肉の甘さとか、そういうところよりも赤身肉というのが求められている状況にあると考えていまして、一方で、そういう高級志向で霜降りの牛肉というのは需要もありますし、海外に出していくという意味で需要もありますけれども、一方で、そういった求めるお肉の質というのも赤身の肉というのを求められているところもありますので、そういった部分に関しても、とにかくもう脂肪交雑一本で行くというふうなことではなくて、そういう赤身の肉というのも生産していく。それは、先生がおっしゃったような、どこの層というか、もう全体的にそういうふうにシフトをしていきっているんじゃないかと考えているところではあります。

それでは、稲葉先生、お願いします。

○稲葉委員 追加は特にございませんので、大丈夫です。ありがとうございます。

○松本畜産技術室長 分かりました。ありがとうございます。

では、野村先生、お願いします。

○野村委員 まず、先ほどのところの10番の評価のSを付けるというところですが、私もSで問題ないというふうに発言して、今でもそれでいいと思っておりますが、先ほどセンターの方からも少しお話があったように、何か大きな災害とか、あるいは重大な病気がはやると、この部分がSになるというような印象を与えてしまうと、ちょっとよくないかなというような気がしております。先ほど、お話にも出ていましたけれども、非常に苦勞されて、対応に当たられている、あるいは、こうい

う大きな災害が起こっても、すぐにそういうふうに対応できる状態をいつもキープされているというように含めてのSだというようなことが、分かるようなコメントを書きいただければなというふうに感じました。

それと、もう一つ、これも質問ではなくてコメントになるんですけども、先ほど、木村先生の方からの質問に対するお答えの中にもございましたけれども、黒毛和種が特に、今日も出ていましたけれども、遺伝的多様性の問題が生じてきた原因は、脂肪交雑、これを極端に追い求めた結果が招いたことだということで、新たな改良の目標として様々な形質、肉のおいしさとかいうようなものも含めて検討されているということで、非常に心強く思いました。恐らく、黒毛和種が遺伝的多様性を効率的にキープするためには、改良目標自体が多様性を持っていなければいけないというふうに感じています。従来の改良目標といえば脂肪交雑だというような時代から、様々なニーズに合わせて改良目標を考える時代になったと考えています。今、お話にも出ていましたけれども、脂肪交雑も大事なんだけれども、若い人なんか特にさしが入って真っ白けの肉よりは、結構赤身のあるような肉の方を好むような傾向もございますので、その辺のところも含めて、これからも改良に当たっていただければなというふうに感じました。

いずれも質問じゃなくて、コメントですけども、以上です。

○松本畜産技術室長 ありがとうございます。

先生の御指摘踏まえまして、10のところの主務課のコメントの書き方は、ちょっとまた改めさせていただきますと思います。御指摘ありがとうございます。

では、片桐先生、お願いします。

○片桐委員 私、特に全体的なコメントというのはないんですけども、2つほど、細かい点で恐縮ですけども、質問させていただきます。

まず1つ目は、個体識別の話のところではサーバの老朽化ということに触れられていたと思うんですけども、データが失われないように十分措置はされているんだと思いますけれども、このサーバの老朽化というのがどれぐらい危惧されているのかということがまず1点と、もう一点は、改良センターで、4-1ですけども、資料4-1の29ページに、例えばなんですけれども、農用馬の牽引能力を重視した種畜生産とかということが書かれているんですけども、これは農用馬と書かれてあるけれども、鞍馬の種畜というふうに理解をしたらよろしいのでしょうか。

以上、2点です。

○渡邊個体識別部長 個体識別部です。御質問ありがとうございました。

システム改修につきましては、予算要求、予算確保が非常になかなか難しいのも現状でありますの

で、計画的に実施をしているところでございます。サーバの老朽化につきましても、計画的に予算要求等をいたしまして、昨年度と今年度の2か年で老朽化対策の作業を進めているところでございます。また、システム関係につきましても、絶えず新しいものに改修を進めていかなければいけないという現状にございますので、引き続き予算の確保に向けてきちんと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○葛谷改良部長 農用馬について、お答えさせていただきます。まず、御質問のとおり、農用馬につきましては、十勝牧場で重種馬を飼養しており改良を進めております。正に、ばんえい競馬の本場である地元でセンターとしては対応しているところでございます。

以上です。

○片桐委員 どうもありがとうございました。

○犬塚理事 少し黒毛和種の改良についてお話が出ていたようなので、少し補足させていただきますと、改良増殖目標自体は令和2年の3月に更新されまして、そのときに書いてある文言を少し読みますと、「脂肪交雑については現在の改良量を引き続き維持した上で、日齢枝肉重量のほか、歩留基準値、ロース芯面積など、肉量に関する形質や、食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸）などの向上に向けた種畜の選抜・利用を推進するものとする。また、不飽和脂肪酸（オレイン酸等）のみならず、牛肉のアミノ酸量や締まり・きめ等、その他食味に関する科学的知見を更なる蓄積を進めるとともに、牛肉に関する新たな改良形質の検討を推進する」というふうになっておりまして、先生からいろいろ御指摘を頂いていますように、いろんな方向性で改良も進めて、国民の方においしい牛肉、ニーズに合った赤身関係についてもPRできるようなことができないかということで、センターも知見をためているというところでございます。

また、もう一つの希少系統、野村先生からお話ありましたが、実はセンター自身の中でも、このまま希少系統を5希少系統でいいのかということがございまして、今中期はまだ5希少系統が続いておりますが、次の中期計画策定に向けて、先ほどありましたSNPを活用した何か希少系統の新しい切り口ができないかということで、内々に議論は開始をさせていただいておりますので、また、野村先生をはじめ、いろいろな専門の先生の方に御意見を聞きながら、次の中期計画に何か反映できないかということを検討していきたいと思っております。

以上です。

○松本畜産技術室長 ありがとうございました。

先生方の方から、これで最後になりますが、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今日御審議いただきました実績評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項、こちらの方について、特に御異議というふうなものがなかったもので、こちらの方を中心に大臣評価、事務局の方で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から、今後のスケジュール等について説明させていただきます。

○谷村畜産振興課課長補佐 資料7を御覧ください。

まず、本日の資料については、7月の下旬に農林水産省のホームページで公表させていただきます。8月中には大臣評価書が決定され、センターへその結果が通知されます。また、同時にこちらにも農水省のホームページで公表されます。議事録ですが、公表は9月頃を予定しております。なお、大臣評価書につきましては、決定されました後に、総務省の独立行政法人評価制度委員会の方へ通知されることとなります。

以上です。

○松本畜産技術室長 次に、今年度から、家畜改良センターで第5期中期目標期間を迎えておりますということで、委員の皆様へ新たな中期目標の概要について説明させていただきます。

○谷村畜産振興課課長補佐 資料8を御覧ください。

第5期中期目標について、簡単に御説明させていただきます。

まず、第5期中期目標では、大きく2点、改善を行いました。1つ目が目標の簡略化です。これまでの目標では、詳細かつ具体的に示してきましたことを、センター自らが作成します中期計画で整理するようにし、これによって業務を臨機応変に進めるとともに、センターの創意工夫が反映できるようにいたしました。

2つ目が評価ウエートの改善です。これまでは、業務部門が1、総務部門が3つの合計4項目を大項目として評価してきましたが、センターが担うべき役割である業務部門が全体評価の4分の1にしかならず、センターの頑張りが全体評価に反映させ難いという問題がございましたので、業務部門の7つの事業をそれぞれ大項目として扱うこととし、業務部門の評価を全体評価に反映できるように改善をいたしました。

また、次のページ、目標の内容についてですが、業務部門では、①つなぎ飼いや搾乳ロボットなど、多様な乳用牛の飼養形態に合わせ、娘牛へと改良するための情報提供。SDGsに配慮した畜産物生産等に資するノウハウの提供。家畜衛生管理に資するノウハウの提供。和牛の輸出拡大に向けた調査の実施。豚受精卵の保存・移植に関する技術改善。家畜遺伝資源の流通管理の適正化に係る事務の支援。牛トresa法に基づく委託事務と個体識別に関するデータ活用の推進。疾病や災害発生時の支援の8つの点を第5期中期目標のポイントとしております。

総務部門につきましては、引き続き一般管理費や業務経費の削減により、より効率的に業務を実施することとしております。

中期目標の本体は参考資料3としてお配りしておりますので、後ほどこちらも御確認いただければと思います。

以上です。

○松本畜産技術室長 来年度のセンター部会においては、この新しい第5期中期目標に基づきまして、令和3年度の業務に係る年度評価を、また委員の皆様方にはお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、最後になります。家畜改良センターの入江理事長から、本日のセンター部会でございました御意見を踏まえて、理事長がお考えになる今後の業務展開などについて御紹介いただければと思います。よろしくお願いたします。

○入江理事長 本日は、長時間にわたりまして御議論いただきまして、大変ありがとうございました。家畜改良センターを代表しまして、お礼の挨拶を一言申し上げさせていただきます。

まず、家畜改良センター部会の委員の先生方におかれましては、本日、令和2年度及び第4期中期目標期間の評価のために、御多忙の折、会議室に御出席あるいはウェブで参加いただきまして、大変ありがとうございました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の全国的な発生状況の中にあり、当センターでは、今のところ感染者は発生しておりませんが、業務を行う上では一部の職員はリモート勤務あるいは時差出勤、交代勤務など、その対策を実施してまいりました。ただ、現地を訪れて、実際に家畜を確認する必要がある種畜検査につきましては、大幅に検査日程の変更を余儀なくされたり、あるいは講習会では講習生を集めて研修会を実施する業務につきましては、一部ウェブなどにより実施しましたが、やはり大幅に実施を制限せずに、実施回数あるいは受講者数につきましては、例年と比較するとやや減少することになりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、着実に実施してまいりました。

一方、当センターの主要業務である家畜の改良あるいは飼料作物種苗の増殖などは、業務の性質上、リモート勤務では対応できないものでありまして、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、可能な限り、例年と同様の業務運営で着実に実施してきたところでありまして、いずれの業務につきましても、本日の有識者会議でもその成果というのを説明できたものというふうに考えます。

今回、乳牛につきましては、ヨーネ病の発生という牧場がありまして、大変皆様に御迷惑をお掛けしたと思っております。幸いにも、現在は衛生管理技術を今までと比べものにならないぐらいに上げておりまして、今後、そういった衛生対策の見本となるような牧場にしたいと、職員一同頑張ってお

ります。

肉牛に関しましては、主要4系統と5希少系統という形で実績を上げてまいりました。今後、サンだけではなくて、脂肪質だとか、あるいは赤身の形質、そういったことも重視しながら改良を進めていきたいと思っております。そして、先ほどご議論がありましたように、系統分類におきましてもSNP情報というものがどんどん出てきておりますので、我々も勉強会を始めて、新たな系統の在り方についても考えていきたいというふうに思っております。

豚に関しましては、特にガラス化胚とか、非外科移植技術、こういった技術について高い評価を頂きました。我々も、広報活動、アウトリーチは重要だと考えておりまして、例えば学会、学術会議と養豚学会の共催シンポジウムなどにも話題提供しておりますし、先ほどもお話ありましたDVDの活用とか、様々な広報活動を展開しております。この技術に限らず、我々としては生産者の皆さんに使ってもらおうということが非常に重要と考えておりますので、今後も広報活動には力を入れていきたいというふうに思っております。

その他、めん山羊あるいは馬に関しましては、なかなか改良までは我々の手に負えない状況になっておりますけれども、種畜素材の提供とか、あるいは飼養管理マニュアルの提供といったことをしっかり行っていきたいと思っております。

また今回、このように実施の評価をアップしていただけたことは、大変うれしく思っております。

本日、委員の先生方からは様々な御意見、御助言、励ましなどを頂きました。それらを活かしまして、今後、業務をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

本年度、令和3年度は第5期中期目標期間の初年度でありまして、新たなスタートを切ったところであります。第5期中期目標期間におきましては、これまでの成果を踏まえ、引き続き家畜の改良、種畜の供給あるいは種畜、飼料作物、種苗の増殖、配布などを行うとともに、家畜改良増殖目標などの達成に向けた畜産技術の調査・研究などを実施することに加え、省力化機器の活用などによるスマート畜産に資するノウハウ、あるいはアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとしたSDGsに配慮した畜産物生産に資するノウハウなど、これまでに培われた飼養管理に係る技術情報の提供に取り組み、食料・農業・農村基本計画の実現に向けた政策実施機関として、また、牛の個体識別台帳の管理などの法令に基づく事務の実施機関として、その役割を果たすべく、役職員一丸となって全力で取り組んでいく所存であります。

委員の先生方や畜産振興課の皆様におかれましては、引き続き、御指導、御支援のほどよろしくお願いたします。

本日は、貴重な御助言を頂きまして、誠にありがとうございました。

○松本畜産技術室長 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございます。

以上で令和3年度農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後4時01分 閉会